



東日本大震災 須賀川市復興への軌跡

東日本大震災復興交付金から見た須賀川市の復興



復興のシンボル 新庁舎



市民文化復興のシンボル 市民交流センター tette

令和5年3月

須賀川市

■ はじめに

平成 23 年 3 月 11 日 午後 2 時 46 分、マグニチュード 9.0、須賀川市における最大震度 6 強の「東日本大震災」（発災当時は「東北地方太平洋沖地震」）が発生。それに続く東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散。

東日本大震災は、一瞬にして多くの尊い命を奪い、様々な生活基盤を破壊するなど甚大な被害をもたらし、これまで築き上げてきた私たちの生活を一変させました。

行政機能については、市庁舎などの公共施設が被災したことにより、市内各所への分散を余儀なくされるだけでなく、被災者向けの仮設住宅の整備など被災された方々への支援が急務となりました。

一方で、東日本大震災直後は、難局を乗り越えようと、市民一人ひとりが自らも被災者であるにもかかわらず、他の被災者の支援や地域での助け合いなど、東日本大震災をきっかけに培われた市民力・地域力といった姿を随所に見ることができました。「協働」の芽は、市民の皆さんの中に、確実に育まれてきました。

復興にあたっては、東日本大震災直後に策定した「須賀川市震災復興計画」（平成 23 年 12 月策定）をはじめ、「須賀川市復興まちづくり事業計画」（平成 25 年 3 月策定）や「第 7 次須賀川市総合計画」（平成 24 年 12 月策定）などに基づき、復興への「想い」を共有、共感しながら「必ずや須賀川市は復興する」と信じて、市民の皆様とともに震災からの復旧・復興に取り組んできました。

市では、被災者の生活再建を最優先に取り組むとともに、藤沼ダムや第一小学校の復旧をはじめ、新庁舎の建設や市民交流センター、災害公営住宅の整備、更には原子力災害からの復旧を図る除染や除去土壌の搬出など、様々な復旧・復興事業が、国の支援や市民の皆様のご理解とご協力により、「須賀川市震災復興計画」で定めた「復旧期」（平成 25 年度まで）、「復興期」（平成 27 年度まで）及び「発展期」（令和 2 年度まで）を通して、市民の皆さんの目にも見える形で復興を進めることができました。

今回本編をまとめるにあたっては、国の「東日本大震災復興特別区域法」に基づく「須賀川市復興交付金事業計画」を中心に、東日本大震災からの復興の歩みを取りまとめました。

引き続き、東日本大震災の記憶を忘れず、後世に伝える取り組みを進め、震災時に芽吹いた市民力・地域力といった「協働」の芽が大きく花開くよう、復興期からの新たなステージにおいて、本市が「選ばれるまち」となり、すべての人にとって「住み続けたいまち」となるよう努めていきます。

目次

第1章 東日本大震災の概要と復興に向けた各種制度	1
1 東日本大震災の概要	1
2 本市の被害状況	1
3 復興に向けた国の各種制度	3
(1) 東日本大震災復興特別区域法	3
(2) 震災復興特別交付税	9
(3) 復興庁の設置	9
(4) 福島復興再生特別措置法	10
第2章 復旧・復興に向けた基本方針	11
1 復旧・復興に向けた基本方針の策定	11
(1) 須賀川市震災復興計画について	11
(2) 須賀川市復興まちづくり事業計画について	13
(3) 復興交付金の活用実績	17
第3章 復興の歩み	19
1 市庁舎の再建(新庁舎建設事業)	19
(1) 基本的な再建方針について	20
(2) 新庁舎の整備について	21
(3) 財源等について	22
(4) 復興交付金の活用実績	23
2 市総合福祉センターの再建(市民交流センター整備事業)	31
(1) 基本的な整備方針について	31
(2) 須賀川市民交流センターの整備について	33
(3) 財源等について	35
(4) 復興交付金の活用実績	36
3 市街地中心部の再生・活性化	41
(1) 目的	41
(2) 「市震災復興計画」及び「市復興まちづくり事業計画」での位置付け	41
(3) 須賀川市中心市街地活性化基本計画の策定	43
(4) 復興交付金の活用実績	45
4 災害公営住宅の整備	47
(1) 意向調査の実施	47
(2) 整備戸数等について	48
(3) 復興交付金の活用実績	50
5 藤沼湖周辺の再生・整備	59
(1) 復興交付金の活用実績	62
6 大黒池における防災機能強化の取り組み	69
(1) 大黒池の埋め立て	69
(2) 大黒池防災広場の整備	69
(3) 復興交付金の活用実績	70
7 造成宅地滑動崩落緊急対策事業	72
(1) 復興交付金の活用実績	73
第4章 資料集	74
あとがきにかえて	91

第1章 東日本大震災の概要と復興に向けた各種制度

1 東日本大震災の概要

平成23年3月11日（金）午後2時46分、太平洋三陸沖を震源として、国内観測史上最大規模の巨大地震が発生し、市内の広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。

発生時刻	平成23年3月11日（金）午後2時46分
震源	太平洋三陸沖深さ24km
マグニチュード	9.0
市内最大震度	震度6強
避難所	市内48か所（最大）
避難所の避難者数	2,390人（最大）

2 本市の被害状況

(1) 人的被害

本市では、震災関連を含め12名の方々が犠牲になり、うち藤沼ダムの決壊では8名が、その中でも未だ1名の方は行方不明です。

(2) 物的被害

震災により市全域にわたり多くの住宅、公共施設等が被災しました。特に市街地中心部では、深刻な打撃を受けました。

ア 家屋被災状況(令和3年6月8日時点)

被災区分	全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	計
被災件数	1,249	418	3,085	10,557	32	30	15,371

イ 公共施設等の被災状況

区 分	被災施設及び個所数等
市庁舎等施設	市庁舎、総合福祉センター、長沼支所
消防施設	消防屯所28か所
保健福祉施設	保健センター3か所、老人福祉センター3か所、障がい者・高齢者施設など5か所
市営墓地	市営墓地 539区画
農業用施設等	農道121か所、水路244か所、ため池96か所、林道21か所、農地など240か所
農業共同利用施設等	共同利用施設(ライスセンター等)37か所、農業用ハウス21か所、農業用機械(トラクター等)20件
商工労政施設	労働福祉会館、あきない広場
観光等施設	藤沼湖自然公園周辺施設、須賀川牡丹園、フラワーセンター、コミュニティプラザ
道路・橋りょう等	市道494か所、橋りょう5か所、河川2か所、都市計画街路2か所
公園・緑地	公園10か所、緑地2か所
市営住宅	山寺北団地、六軒団地、芦田塚団地、桜岡団地
下水道施設等	マンホール隆起など558か所、流下不能48か所、雨水排水路3か所
上水道施設	浄水施設4か所、配水施設105か所、給水施設346か所、橋りょう施設2か所
学校等施設	小学校17か所、中学校10か所、幼稚園6か所、給食センターなど4か所
児童福祉等施設	保育所8か所、こども園2か所、児童クラブ館9か所
社会教育・体育等施設	公民館8か所、図書館1か所、体育施設25か所、芭蕉記念館など8か所

(平成25年3月公表「須賀川市東日本大震災の記録～あの日を忘れないために～」を参考に作成)

3 復興に向けた国の各種制度

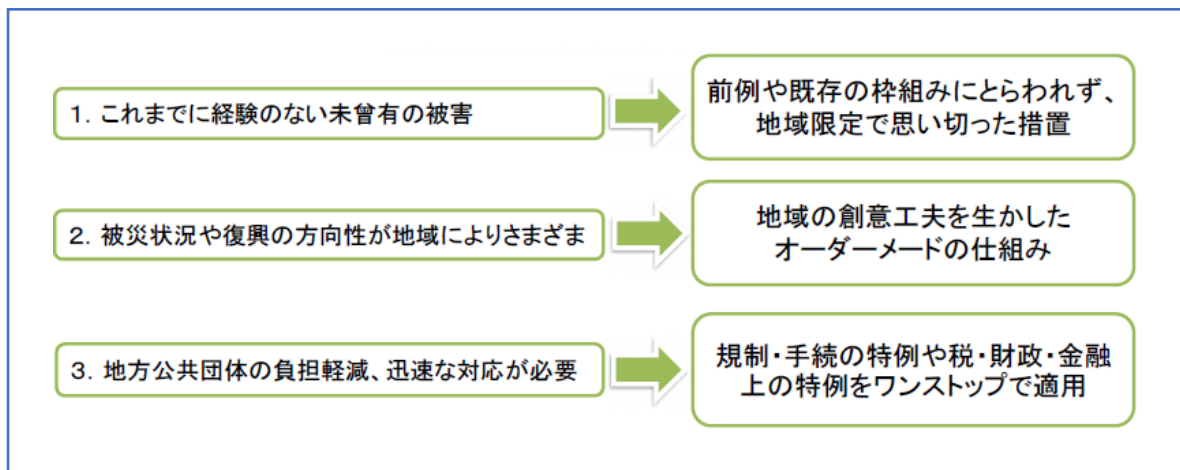
(1) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月26日施行）

平成23年6月24日に施行された東日本大震災復興基本法においては、東日本大震災（以下「大震災」という。）からの復興についての基本理念のほか、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備などとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針等が定められています。

また、大震災は、未曾有の被害を各地域にもたらし、その復興を加速させるためには、前例や既存の枠組みに捉われない、新たな仕組みが必要とされたことから、「東日本大震災復興特別区域法」が制定され、「復興特別区域制度」が創設されるとともに、本市を含む被災した227市町村の区域が特別被災区域として設定されました。

復興特別区域制度が創設されたことにより、被災した市町村は、「復興推進計画」、「復興整備計画」及び「復興交付金事業計画」の策定が可能となり、それぞれの被災の状況や復興の方向性に合わせた取り組みを進めることができることとなりました。

【東日本大震災復興特別区域法の考え方】



(復興庁ホームページから抜粋)

ア 復興推進計画

復興推進計画は、個別の規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けるために、県や市町村が単独または共同して作成する計画です。

また、この計画は、内閣総理大臣の認定を受けることにより、住宅、産業、医療・福祉等の各分野にわたる規制・手続きの特例、雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例、利子補給金制度の適用を受けることができる計画です。

【須賀川市の計画策定状況】

区分	計画内容等	申請年月日	認証年月日	対象事業者等
須賀川市単独復興推進計画	利子補給	平成26. 1. 17	平成26. 1. 31	大内新興化学工業(株)
	利子補給	平成26. 6. 13	平成26. 6. 27	(株)釜屋
	利子補給	平成28. 10. 3	平成28. 10. 28	(株)ゼファー
	利子補給	平成29. 1. 13	平成29. 2. 28認定取消	SUS(株)
	利子補給	平成30. 10. 19	平成30. 11. 6	二見屋工業(株)
	利子補給	平成31. 1. 15	平成31. 2. 1	武蔵野精機(株)
	利子補給	令和2. 6. 15	令和2. 7. 3	(株)釜屋
福島県との共同復興推進計画	税法特例措置（ふくしま産業復興投資促進特区）	平成24. 2. 29	平成24. 4. 20	県及び59市町村と共同
	確定拠出年金法特例措置	平成24. 7. 19	平成24. 8. 3	県及び59市町村と共同
	応急仮設建築物の存続期間延長特例措置	平成25. 6. 21	平成25. 7. 5	県及び33市町村と共同
	公営住宅法特例措置	平成25. 5. 31	平成25. 7. 5	県及び59市町村と共同
	税法特例措置（ふくしま観光復興促進特区）	平成27. 3. 5	平成27. 3. 26	県及び52市町村と共同

イ 復興整備計画

復興整備計画は、土地利用の再編を図りながら復興に向けたまちづくりや地域づくりを進めることが必要な地域等において、土地利用の再編に係る許可基準の緩和や手続きのワンストップなどの特例を受けるために、市町村が単独または県と共同して作成する計画です。

この計画の策定にあたっては、必要に応じ、公聴会、公告、縦覧や復興整備協議会での協議・同意を経て、当該計画を公表することにより、事業に必要な許可の特例が適用されるとともに、手続きのワンストップ処理、被災地域の実態に即した事業制度が適用されます。

なお、本市では特例を活用する事業が無かったため、計画策定の実績はありませんでした。

ウ 復興交付金事業計画（平成23年度～令和2年度）

復興交付金は、著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要なハード事業を基幹事業として一括化し、一つの事業計画の提出により、被災した地方公共団体へ交付金を交付する制度であり、被災地の復興を支える中核的な制度です。

また、関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等も含め、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な制度です。

【基幹事業】

被災した地域の復興に必要なハード事業を幅広く一括化。文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省40事業が復興交付金の対象（表1のとおり）。

【効果促進事業等】

基幹事業に関連して、事業実施の効果を高めるため、自主的かつ主体的に実施する事業に対して、基幹事業費の一定の割合を被災地域に交付するなど、ハード・ソフト事業に対応する用途の自由度の高い交付金（補助率80%、基幹事業の事業費35%が上限）。

【地方負担の軽減】

基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国が補助するとともに、残りの地方負担分については、地方交付税の加算により全額手当て。

本市では、平成24年に須賀川市復興交付金事業計画を策定以降、国の5省40事業の基幹事業のうち、10の事業を活用しながら効果促進事業を含めて25事業を実施し、本市の復旧・復興事業を推進しました（表2、3のとおり）。

復興交付金事業は、復興庁において令和3年3月までに29回の配分が行われ、本市では14回の配分と7回の変更承認(事業間流用)を受けました。

また、東日本大震災復興交付金制度要綱では、基金を造成して復興交付金事業等を実施するにあたり、同一の交付担当大臣が交付する事業間の流用が可能とされていたことから、本市の一部事業においては、復興交付金事業計画の変更などを行い、事業が完了して生じた残余额や効果促進事業（一括配分）を有効に活用するため、事業間流用を行いながら事業を実施しました。

表1 復興交付金基幹事業(5省40事業)

文部科学省		
1	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)
2	A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
3	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省		
5	B-1	医療施設耐震化事業
6	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業(「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)
7	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省		
8	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)
9	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)
10	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業(麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)
11	C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
12	C-5	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤高上げ、生活基盤整備等)
13	C-6	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地高上げ、排水対策等)
14	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
15	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省		
17	D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)
18	D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
19	D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
20	D-4	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
21	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
23	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
24	D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
25	D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
26	D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
27	D-11	優良建築物等整備事業
28	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
29	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
30	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31	D-15	津波復興拠点整備事業
32	D-16	市街地再開事業
33	D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
34	D-18	都市再生区画整理事業(市街地液化化対策事業)
35	D-19	都市防災推進事業(市街地液化化対策事業)
36	D-20	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
37	D-21	下水道事業
38	D-22	都市公園事業
39	D-23	防災集団移転促進事業
環境省		
40	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

上記のうち、本市が活用した事業は 着色の10事業。このメニュー内で、効果促進事業を含めて25の事業計画を策定し、実施しました。

表2 須賀川市復興交付金事業計画事業一覧

No.	事業番号	事業名	地区名 施設名	事業 期間	交付決定額		実績	
					事業費 (単位:千円)	復興交付金 (単位:千円)	事業費 (単位:千円)	復興交付金 実績額 (単位:千円)
1	C-1-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	須賀川市 長沼地区	H24 ~ H25	59,249	44,436	57,325	42,994
2	C-2-1	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(やまゆり荘)	須賀川市 長沼地区 (やまゆり荘)	H24 ~ H26	294,100	220,575	287,847	215,885
3	◆C-2-1-1	藤沼湖下流域整備関連事業	須賀川市 長沼地区	H25 ~ H29	390,000	312,000	389,957	311,965
4	C-2-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(ふるさと体験館)	須賀川市 長沼地区 (ふるさと体験館)	H24 ~ H26	93,000	69,750	85,853	64,390
5	C-2-3	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(コテージ外)	須賀川市 長沼地区 (コテージ外)	H24 ~ H26	112,000	84,000	103,897	77,922
6	C-9-1	木質バイオマス施設等緊急整備事業(北町集会所整備事業)	須賀川市 長沼地区	H25 ~ H27	51,000	38,250	45,770	34,327
7	D-2-1	市道1504号線外整備事業	須賀川市 八幡町地区	H25 ~ R2	371,596	287,986	370,782	287,356
8	D-4-1	須賀川市災害公営住宅整備事業	須賀川市 東町地区	H24 ~ H27	633,322	554,156	631,331	552,414
9	◆D-4-1-1	須賀川市災害公営住宅駐車場整備事業	須賀川市 東町、馬町、弘法 坦、山寺北各地区	H25 ~ H27	25,000	20,000	15,550	12,440
10	D-4-2	須賀川市災害公営住宅整備事業	須賀川市 南町地区	H24 ~ H24	213	187	213	187
11	D-4-3	須賀川市災害公営住宅整備事業	須賀川市 馬町地区	H25 ~ H26	212,924	186,308	212,924	186,308
12	D-4-4	須賀川市災害公営住宅整備事業	須賀川市 弘法坦地区	H25 ~ H27	1,320,788	1,155,689	1,315,693	1,151,231
13	D-4-5	須賀川市災害公営住宅整備事業	須賀川市 山寺北地区	H25 ~ H27	664,022	581,019	656,886	574,775
14	D-5-1	須賀川市災害公営住宅家賃低廉化事業	須賀川市域	H27 ~ R2	486,032	425,275	486,032	425,275
15	D-5-2	須賀川市災害公営住宅家賃低廉化事業(補助率変更分)	須賀川市域	R2 ~ R2	24,852	20,710	24,852	20,710
16	D-6-1	須賀川市東日本大震災特別家賃低廉化事業	須賀川市域	H27 ~ R2	51,866	38,897	51,255	38,439
17	D-14-1	須賀川市造成宅地滑動崩落緊急対策事業	須賀川市 岩淵地区	H24 ~ H26	72,000	54,000	72,000	54,000
18	D-16-1	須賀川市市街地整備事業(市街地再開発事業)	須賀川市 八幡町地区	H24 ~ R2	4,751,552	3,326,085	4,693,104	3,285,172
19	◆D-16-1-1	大黒池埋立調査設計委託事業	須賀川市 八幡山地区	H24 ~ H24	16,800	13,440	16,800	13,440
20	◆D-16-1-2	須賀川市市街地整備事業基本構想等作成委託事業	須賀川市 八幡町地区	H24 ~ H24	21,065	16,852	21,065	16,852
21	◆D-16-1-3	(仮称)市民交流センター整備事業	須賀川市 中町地区	H25 ~ H26	79,721	63,777	79,721	63,777
22	◆D-16-1-4	大黒池整備事業(大黒池の埋立及び防災広場整備事業)	須賀川市 八幡山地区	H25 ~ H28	1,143,658	914,927	1,143,658	914,926
23	D-16-2	(仮称)市民交流センター整備事業	須賀川市 中町地区	H25 ~ H30	3,066,568	2,146,596	3,034,691	2,124,284
24	D-20-1	須賀川市復興まちづくり事業計画策定事業	須賀川市域	H23 ~ H25	39,900	29,925	39,900	29,925
25	★F-2-1-1	市街地復興効果促進事業	須賀川市域	H24 ~ R2	1,262,484	1,009,989	854,305	683,431
合 計					15,243,712	11,614,829	14,691,411	11,182,425

※事業名については、復興交付金申請時の事業名を記載しています。

※「25 ★F-2-1-1市街地復興効果促進事業」については、復興交付金事業計画上は一本化されていますが、内訳としては全31事業を実施しました。(表3のとおり)

表3 市街地復興効果促進事業活用一覧

事業番号 (効果促進内訳)	事業名	対象事業費 (単位:千円)	国費 (復興交付金) (単位:千円)
★D-16-1-1	須賀川市市街地整備コーディネート事業	13,842	11,073
★D-16-1-2	須賀川市中心市街地活性化基本計画策定事業	17,402	13,921
★D-16-1-3	須賀川市市街地整備コーディネート事業(H24分)	8,200	6,560
★D-16-1-4	須賀川市市街地整備コーディネート事業(H25分)	39,565	31,651
★D-16-1-5	須賀川市災害公営住宅基本計画策定事業	5,775	4,620
★D-16-1-6	(仮称)市民交流センター整備基本計画関連事業	40,824	32,659
★D-16-1-7	大黒池防災広場基本計画策定事業	3,846	3,076
★D-16-1-8	須賀川市市街地整備事業(市街地再開発事業 H26.27分)	15,595	12,476
★D-16-1-9	西部2号幹線整備事業	45,559	36,446
★D-16-1-10	市道1202号線外1路線安全・安心の道路ネットワーク整備調査事業	33,948	27,158
★D-16-1-11	須賀川市災害公営住宅整備支援業務委託	7,031	5,624
★D-16-1-12	市道1529号線整備事業	48,814	39,050
★D-16-1-13	総合防災情報システム実施設計業務	21,654	17,323
★D-16-1-14	須賀川市市街地コミュニティ活動支援施設整備事業	45,037	36,029
★D-16-1-15	須賀川市中心市街地定住化促進土地利用等調査事業	11,178	8,942
★D-16-1-17	須賀川市南部地区再生基本計画等策定業務	12,420	9,936
★D-16-1-18	大黒池防災広場実施計画策定事業	19,742	15,793
★D-16-1-19	須賀川市市街地整備事業(市街地再開発事業 H28分)	1,944	1,555
★D-16-1-20	須賀川市市街地整備事業(市街地再開発事業 H29分)	1,901	1,520
★D-16-1-21	大黒池防災広場整備事業	299,803	239,842
★D-16-1-22	須賀川市市街地整備事業(市街地再開発事業 H30分)	1,955	1,563
★D-16-1-23	須賀川市市街地整備事業(市街地再開発事業 H31分)	1,987	1,589
★D-16-1-24	須賀川市市街地整備事業(市街地再開発事業 R2分)	1,911	1,528
★D-16-2-1	市道1202号線整備事業	60,714	48,571
★D-16-2-2	(仮称)市民交流センター整備実施設計支援事業	6,372	5,097
★D-16-2-3	(仮称)市民交流センター整備事業に係る付随工事事業	21,924	17,539
★D-16-2-4	にぎわい創出支援事業(H27分)	7,219	5,775
★D-16-2-5	にぎわい創出支援事業(H28分)	19,455	15,564
★D-16-2-6	にぎわい創出支援事業(H29分)	26,678	21,342
★D-16-2-7	記録映像等作成委託事業	7,302	5,842
★D-4-1-1	須賀川市災害公営住宅整備支援業務委託	4,708	3,767
合 計		854,305	683,431

(2) 震災復興特別交付税

国は、大震災の復旧・復興事業に係る被災自治体の財政負担を少なくするとともに、被災自治体以外の負担に影響を及ぼすことがないように、通常収支とは別枠で「震災復興特別交付税」を確保しました。

これにより、復興交付金事業などの地方負担分、単独災害復旧費、特例措置による地方税の減収分などに震災復興特別交付税が活用できるようになり、被災自治体の財政負担は大幅に抑えられました。

大震災による災害は、被害が極めて甚大であり、これらの対策に多額の地方負担が生じることや特に大きな被害を受けた地域では、財政基盤の脆弱な自治体が多いことから、その財政運営に支障が生じないように措置の拡充が図られました。

(3) 復興庁の設置（平成24年2月10日設置）

復興庁は、平成23年12月16日施行の「復興庁設置法」に基づき設置されました。

復興庁本庁は東京に置かれましたが、特に被害の大きかった岩手・宮城・福島の3県の県庁所在地には復興局を置くとともに、各復興局には2カ所ずつ支所を配置することとし、本県においては富岡町と浪江町に設置されました。

復興庁は、大震災発生から10年となる令和3年3月31日までの設置とされていましたが、令和2年6月に「復興庁設置法」が一部改正され、設置期限を10年延長し、令和13年3月31日まで置かれることとなりました。

～復興庁の役割～

復興庁は内閣に置かれ、内閣官房とともに東日本大震災からの復興に関する国の施策に関して、各省よりも一段高い立場から総合調整を担う機関として設置されました。

その任務は、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、

- ① 東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに補助すること
- ② 主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること

とされ、「一刻も早い東日本大震災からの復興を成し遂げられるよう、被災地に寄り添いながら、前例にとらわれず、果敢に復興事業を実施する」ために、復興に関する国の施策の企画、調整及び実施、並びに地方公共団体への一元的な窓口機能と支援を担うこととされました。

(4) 福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日施行）

福島復興再生特別措置法は、福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ、福島の復興・再生を推進するための地域特別法として施行されました。

また、「福島復興再生基本方針」は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための政府の基本的な方針（閣議決定）であり、福島復興再生特別措置法第5条に基づいて策定されています。

～福島再生加速化交付金～

福島再生加速化交付金制度は、福島復興再生特別措置法に基づき、「帰還・移住等環境整備」、「長期避難者生活拠点形成」、「福島定住等緊急支援」などに区分され、生活拠点の整備、放射線への健康不安対策、営農・商工業再開支援、子どもの運動機会の確保など幅広い分野で活用できる制度です。

本市では、「福島定住等緊急支援(子ども元気復活交付金)」、「帰還・移住等環境整備」及び「道路等側溝堆積物撤去・処理支援」メニューを活用して事業を実施しました。

令和4年度からは、原子力災害及びALPS処理水海洋放出の風評払拭のために新たに「地域魅力・情報発信」のメニューが追加され、令和4年度現在においても、福島再生加速化交付金を活用した事業が一部継続しています。

第2章 復旧・復興に向けた基本方針

1 復旧・復興に向けた基本方針の策定

(1) 須賀川市震災復興計画について

大震災による甚大な被害からの復旧・復興に向けては、ふるさと「須賀川」を愛し、この地で希望を持ち、力強く生きていくため、市民の皆さんと手を携え、太い絆を紡ぎ、復興に向けて歩み出すことが求められていました。

このため、市民の皆さんと須賀川市の復興像を共有し、力を合わせて復興に取り組んでいくことを目的として、平成23年12月に「須賀川市震災復興計画」を策定しました。

この計画は、4つの基本理念、3つの柱（基本的視点）と「原子力災害からの克服に向けて」のほか、5つの重点プロジェクトを位置付け、創造的な復興を目指しました。

また、この計画の策定にあたっては、庁内に「須賀川市震災復興推進会議」及び「策定主任者会」を設置し、市内各地で地域懇談会を開催するなど、市民の皆さんの意見を取り入れながら策定しました。



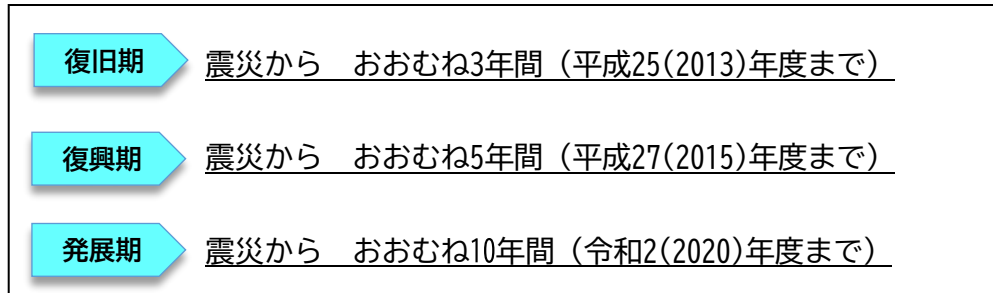
～二つの市長直属組織～

平成23年7月に大震災からの迅速な復旧を図るため、「藤沼湖決壊対策」、「原子力災害対策」、「建物解体等支援」及び「住宅補修等支援」の4つのプロジェクトチームを設置し、部や課を越えて重要課題の解決に取り組みました。

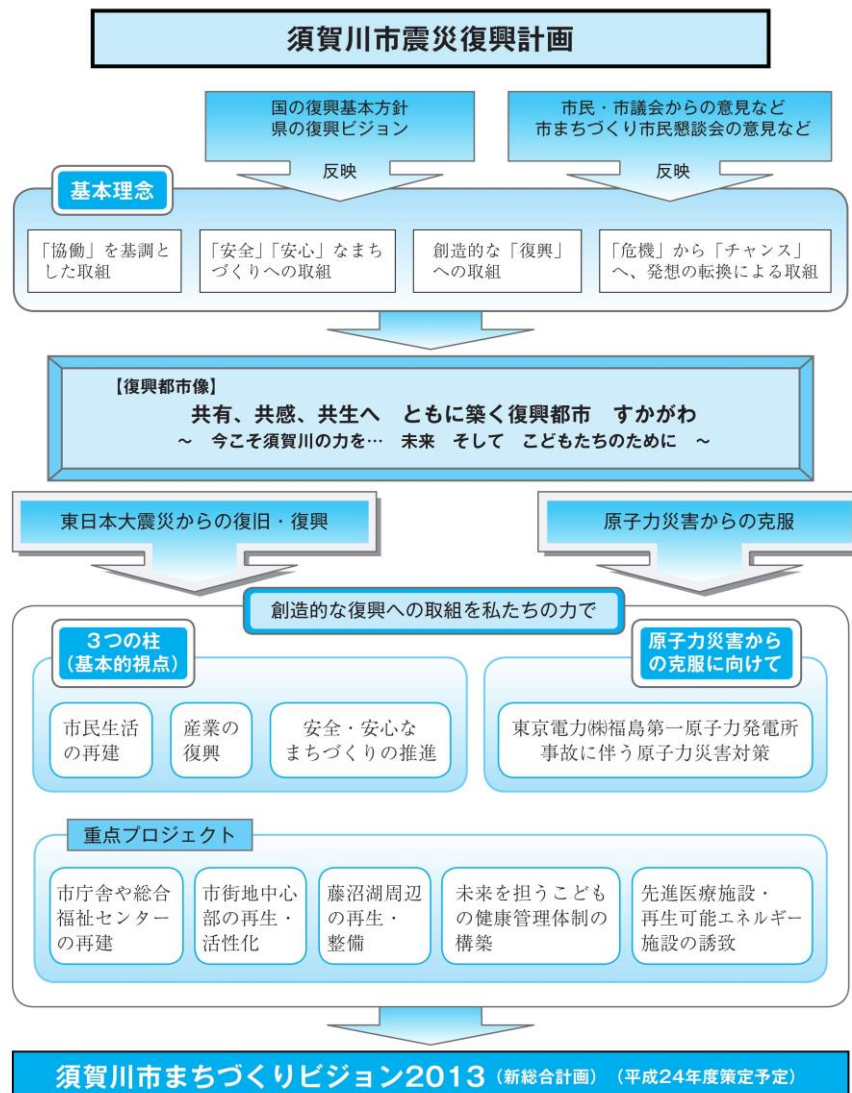
また、須賀川市震災復興計画を推進するため、市長直属の組織として、「原子力災害対策直轄室」（平成24年1月1日設置）及び「震災復興対策直轄室」（同年4月1日設置）を創設し、「原子力災害からの克服」と「東日本大震災からの復旧・復興」について総合的かつ強力に推進しました。

ア 計画期間

今後の復興に当たりおおむね10年後を見据えた、平成23年度から27年度までの5年計画とし、この計画期間を超える発展期については、「須賀川市新総合計画」（第7次総合計画）において、引き続き取り組みを進めることとして期間を定めました。



イ 計画の体系



(須賀川市震災復興計画より抜粋)

(2) 須賀川市復興まちづくり事業計画について

「須賀川市復興まちづくり事業計画」は、須賀川市震災復興計画に位置付けている重点プロジェクトを中心に、本市の復旧・復興に向けた緊急性の高い大規模事業を具体化し、一層推進するため、防災機能の強化を含めて復興期（平成27年度末まで）に一定の目途を立てるべき事業を抽出し、集中的に実施するために策定しました。

また、この計画の策定にあたっては、平成24年4月に、市、県及び独立行政法人都市再生機構の三者で、「須賀川市復興まちづくり事業計画策定連絡調整会議」を設置するとともに、同年6月には、国、県、大学、民間企業、市内各種団体の代表者など11人で構成する「須賀川市復興まちづくり推進有識者会議」を設置し、復興まちづくりに向け多面からの検討を行いました。

さらに、同年7月には「福島県須賀川市と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災に係る復興まちづくりの推進に向けた覚書」を締結し、独立行政法人都市再生機構の支援のもと、本市の復興に向けたまちづくりを推進しました。



～須賀川市復興まちづくり推進有識者会議概要～

○ 所掌事務

須賀川市復興まちづくり事業計画の策定及び市の復興まちづくり事業計画に関すること

○ 委員構成(11名)

< 国及び県 >

国土交通省東北整備局建政部都市調整官、復興庁福島復興局参事官、福島県県中地方振興局局长

< 学識経験者 >

福島大学人文社会学群経済経営学類教授、須賀川市牡丹大使、(株)日本政策投資銀行東北支店東北復興支援室

< 市内関係団体 >

須賀川商工会議所会頭、すかがわ岩瀬農業協同組合代表理事組合長、須賀川市社会福祉協議会会長、(社)須賀川青年会議所理事長

< 市 > 須賀川市副市長

※ 設置当時の名称等を記載しています。

～須賀川市復興まちづくり事業計画の表紙について～

表紙の詩は、歌手の長渕剛さんが、須賀川市民に向けて送ったメッセージ(散文詩)です。
このメッセージは、平成23年4月7日、奥様で元女優の悦子さんが須賀川市を訪れ、多くの支援物資を届けられた際に、橋本市長に手渡されました。
力強い文字の一つひとつに、須賀川市民に対する長渕さんの熱い思いが込められています。
現在は、市民交流センターtetteに展示しています。



須賀川市復興に向けた長渕剛氏のメッセージ

ザリガニ

俺は福島が好きだ
7年前に須賀川へ
家族で行った
ザリガニを追いかけた
川で泳いだ
朝の畑で青いピーチンと
光るトマトに噛みついてた
子供と夕焼けの
空いっぱいこのトンボを追いかけた
家根の上によじ昇り
「しあわせになろうよ」の歌を
書いた
泥のついたシューズを
さらにはきつがし

山寺まで冒険した
カエルが鳴いてた
俺は生き生きと俺の中の少年に
吠えた ウォーツ、ウォーツと
吠えてみた
するとまた生き生き
してきた
ザリガニを左手で掴み
右手に筆を持った
サーツと絵を描いた
ザリガニが俺をにらんだ
俺もザリガニを睨みつけた
すると
ザリガニが俺にこう言った
「おい、わしらな
泥にまみれて 泥噛んで
ここまで生きて来たんだぞ！
それを今さら出て行けと
ぬかすんかいや
ぬかすんかいやー！」
俺はますます生き生きしてきて
俺もやつといつしよに叫んだ

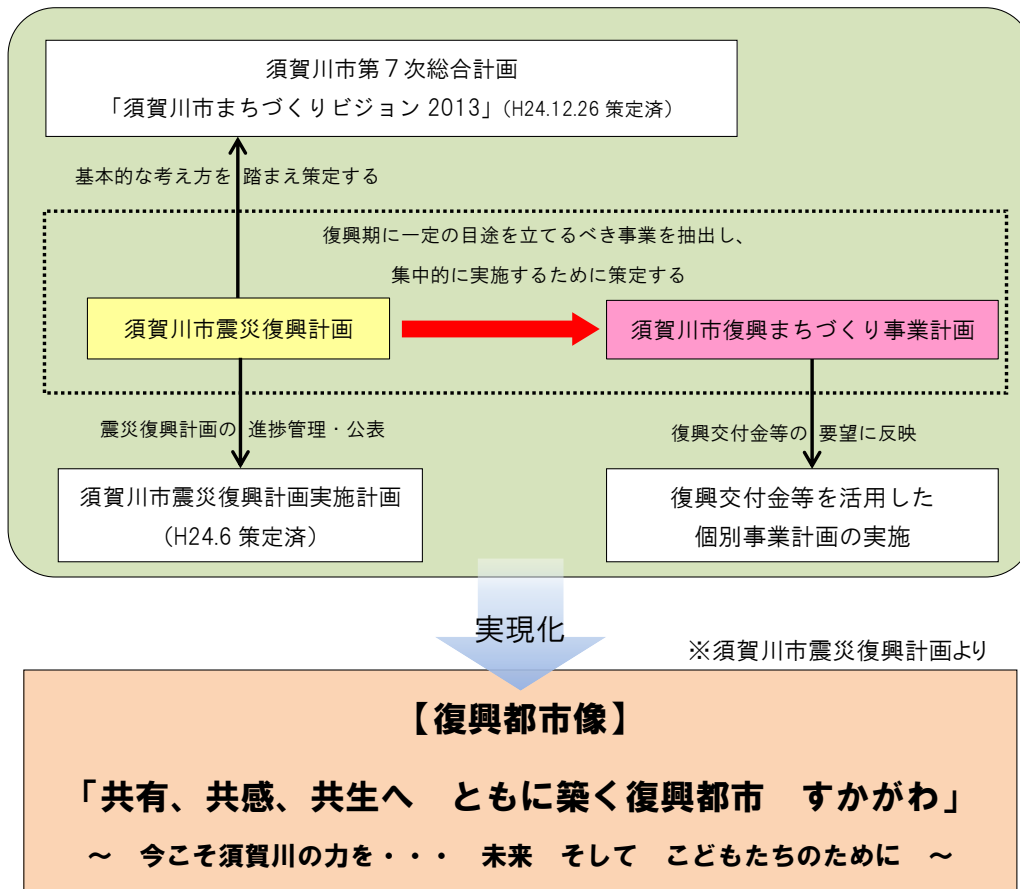
『それを今さら出て行けと
ぬかすんかいやー！』
『ぬかすんかいや』
ああ私のふるさとよ
須賀川よ
大地よ、夕焼けよ
私も負けない 私たちも負けない
今さら出ていけと
ぬかすんかいや
そう叫びながら また
ゲロゲロガーガー 泥にまみれて
立ち上がんぞー！！
先人たちの開拓に
敬意を払い
またザリガニを
生かしてやうにや

須賀川に灯があるから
俺はそこで眠る
福島に
押し黙ったまんまの怒りがあるから
俺はそこで目を覚ます
ゲロゲロガーガー
グーグーガーガー
カエルはどんどんど太鼓を鳴らす
トンボはビュンビュン太陽を舞い
何やらザワザワ息づいて
生き生き生き生き俺も泣き
生き生き生き生きまた笑う
福島のみんな
俺は福島が大好きだ
いつしよに立ち上がろう

二〇二一年四月六日
長渕剛

【須賀川市復興まちづくり事業計画の概要】

ア 須賀川市復興まちづくり事業計画と他の上位計画等との関係



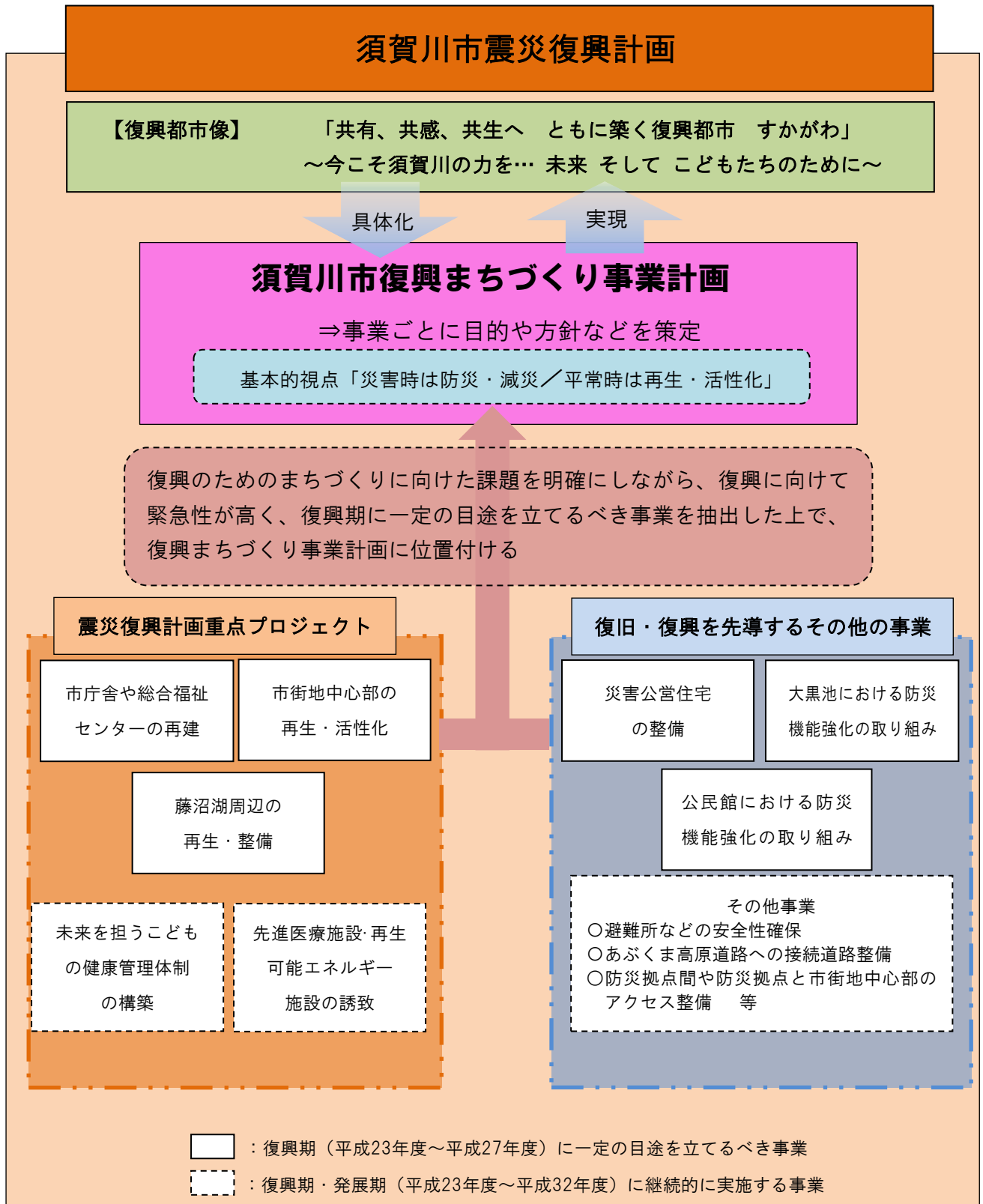
イ 計画期間

平成25年度から平成30年度までの6年計画として策定しました。

ただし、国の「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日策定）」において定められた集中復興期間（平成27年度末まで）及び「須賀川市震災復興計画」において定めた復興期（平成27年度末まで）に合わせ、平成25年度から平成27年度までを集中整備期間とし、各事業ともこの期間に、施設の完成など一定の目途をつけることとしました。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28～30 年度
	市庁舎の再建			
	総合福祉センターの再建			
復興まちづくり 事業計画策定	市街地中心部の再生・活性化（中心市街地活性化基本計画）			
	藤沼湖周辺の再生・整備			平成27年度末時点 で 施設の完成など
	復旧・復興を先導するその他の事業			

ウ 須賀川市復興まちづくり事業計画の位置付け



(須賀川市復興まちづくり事業計画より抜粋)

(3) 復興交付金の活用実績

D-20都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）

復興交付金 事業名称	D-20-1 須賀川市復興まちづくり事業計画策定事業
担当課	建設部都市整備課・震災復興対策直轄室（事業実施時点）
事業費	39,900千円（内国費 29,925千円） （内訳:業務委託 39,900千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率75.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・須賀川市復興まちづくり事業計画の策定 本市の復興事業を推進するにあたっての課題整理をはじめ、事業の方向性や整備方針などについて、防災・減災に加え、平常時の活性化等の観点から、整備手法等に精通した独立行政法人都市再生機構の支援を受けながら策定しました。 ・土地利用検討事業（平成25年度） 中心市街地活性化計画を策定するための事前調査であり、これら調査結果を踏まえて、国の認定を受けた当該計画を策定しました。
事業期間	平成23年度～平成25年度

工程

事業内容 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
復興まちづくり事業計画策定		■	■	■						
土地利用検討事業			■	■	■					

～「つながり」による復興、それは一本の電話からはじまった。～

岩瀬支所(当時)2階に執務室を移していた企画財政課(当時)に一本の電話が鳴った。大震災から数か月が過ぎたある日の夜、執務室内は職員もまばらであった。

電話は、国の「東日本大震災復興対策本部事務局(復興庁の前身)」からであり、その内容は「須賀川市において復興に関する計画などを策定するのであれば、復興交付金制度を活用した支援が可能なので、明日昼までに検討願いたい。」とのことであった。

復興交付金制度が創設され、市でもこれら制度を活用しながら、復旧・復興に取り組むため、当該事務局による復興交付金活用のヒアリングを受けていたが、検討していた事業の熟度などから、そのほとんどが支援対象とするには厳しいとの見解が示されていた。

(津波被害等が甚大であった地域はすでに国が民間のコンサル事業者を派遣するなど、様々な支援を受けながら復興交付金に関する事業計画作成に着手していた。)

そのため、市のヒアリングを担当していた企画官から、「まずは復興への道筋を検討する意味でも、復興に関する計画づくりをしてはどうか。」という救いの手を差し伸べていただいたのである。

しかし、時間はすでに夜の8時を回っており、明日の昼までといっても「どういうこと」を「いくら」で「誰に」依頼するのか、また、「積算はどうすればよいのか。」皆目見当がつかなかった。

しばらく考えた挙句、偶然にも大震災直前に市のまちなか活性化などに関して調査等を依頼し、意見交換を行った、ある担当者の名刺を思い出した。それが、のちに市の復旧・復興に大きく貢献いただいた独立行政法人都市再生機構の担当者であった。

藁にもすがる思いで、すぐさま名刺先に電話したところ、幸運にも担当者は職場に在席していた。早々に、国からの内容を伝え、積算等が可能かを伺ったところ、「時間的に厳しいが、何とか対応する。」との返答。ただし、互いに担当者レベルの協議。明朝、それぞれの上司の了承を取り付けることとし、その夜は、何度となく電話等で打ち合わせを繰り返して、何とか設計額等の積算をまとめあげた。

翌朝、出勤して早々に、昨夜の状況を互いの上司に説明し、各々了承を得ることができたため、期限である昼までに担当企画官に回答することができた。

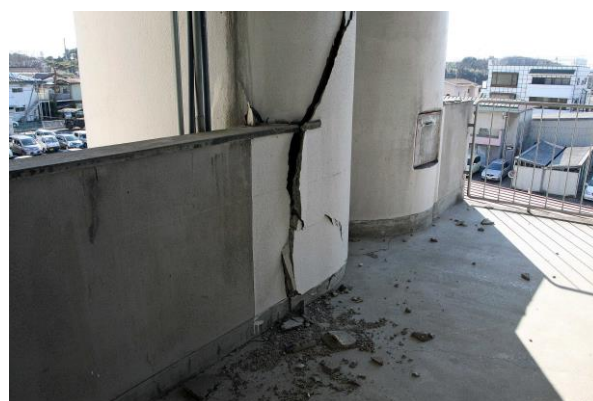
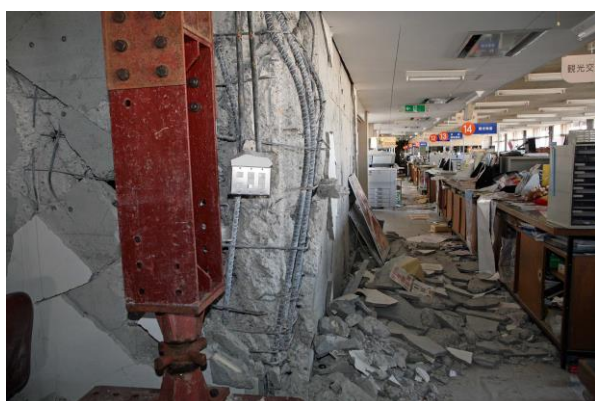
後日、復興交付金第1回配分が決定され、この財源を基に、独立行政法人都市再生機構と「須賀川市復興まちづくり事業計画策定業務委託契約」を締結し、市の具体的な復旧・復興に向けた取り組みが始まった。

第3章 復興の歩み

1 市庁舎の再建（新庁舎建設事業）

大震災により使用不能となった市庁舎の再建については、庁舎と同一敷地内にある中央公民館、図書館、体育館及び芭蕉記念館などの移転のほか、市街地中心部のまちづくりとの連携にも配慮しながら、復興交付金の基幹事業である「市街地再開発事業」を活用し、「復興のシンボル」として事業を進めました。

【被災当時の状況】



(1) 基本的な再建方針について

新庁舎の建設にあたっては、平成24年6月に策定した「須賀川市新庁舎建設基本計画」に掲げる「基本理念」に基づき、大震災の教訓を生かし、今後の災害から市民生活を守る防災拠点としての機能をはじめ、分散していた健康福祉部や水道部のほか、市と密接に関連する機関等を配置し、市民サービスや事務効率の向上などを目指し建設を進めました。

新庁舎建設を進めるにあたっては、この基本理念に基づき議会等に対して説明するとともに、庁内のワーキンググループによる検討結果を踏まえ、市政経営会議で審議等を重ねながら推進しました。

また、新庁舎建設は「県中都市計画事業須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業」の一環として進め、新庁舎敷地を囲む市道1504、1505、1506、1507、1508号線の整備にあたっては、復興交付金の基幹事業である「道路事業」を活用しながら事業を進めました。

～新庁舎の基本理念～

- I 防災拠点となる安全・安心な庁舎
- II 市民に開かれた利用しやすい庁舎
- III 機能性・柔軟性を重視した庁舎
- IV 環境にやさしい庁舎
- V 須賀川市を象徴する庁舎

【建設中の新庁舎（平成28年5月）】



(2) 新庁舎の整備について

新庁舎建設にあたっては、復興のシンボルとして「みんなの家」をコンセプトに、市民が使用することができる会議室や1階ホールのフリースペースを配置するほか、防災機能を有する広場を西側に整備するなど、市民の安全・安心を確保するための防災拠点化などを進め、平成29年5月8日に開庁しました。

新庁舎西側の防災広場については、新庁舎建設の基本方針の一つである「防災拠点となる安全・安心な庁舎」に基づき、新庁舎建設の基本・実施設計に含めて整備しました。

【新庁舎の施設概要】

- (1) 階数 地上6階、地下1階
- (2) 構造 PC造、RC造一部
SRC造、S造
- (3) 延床面積 17,020㎡
- (4) 敷地面積 23,110㎡



【防災広場】



(3) 財源等について

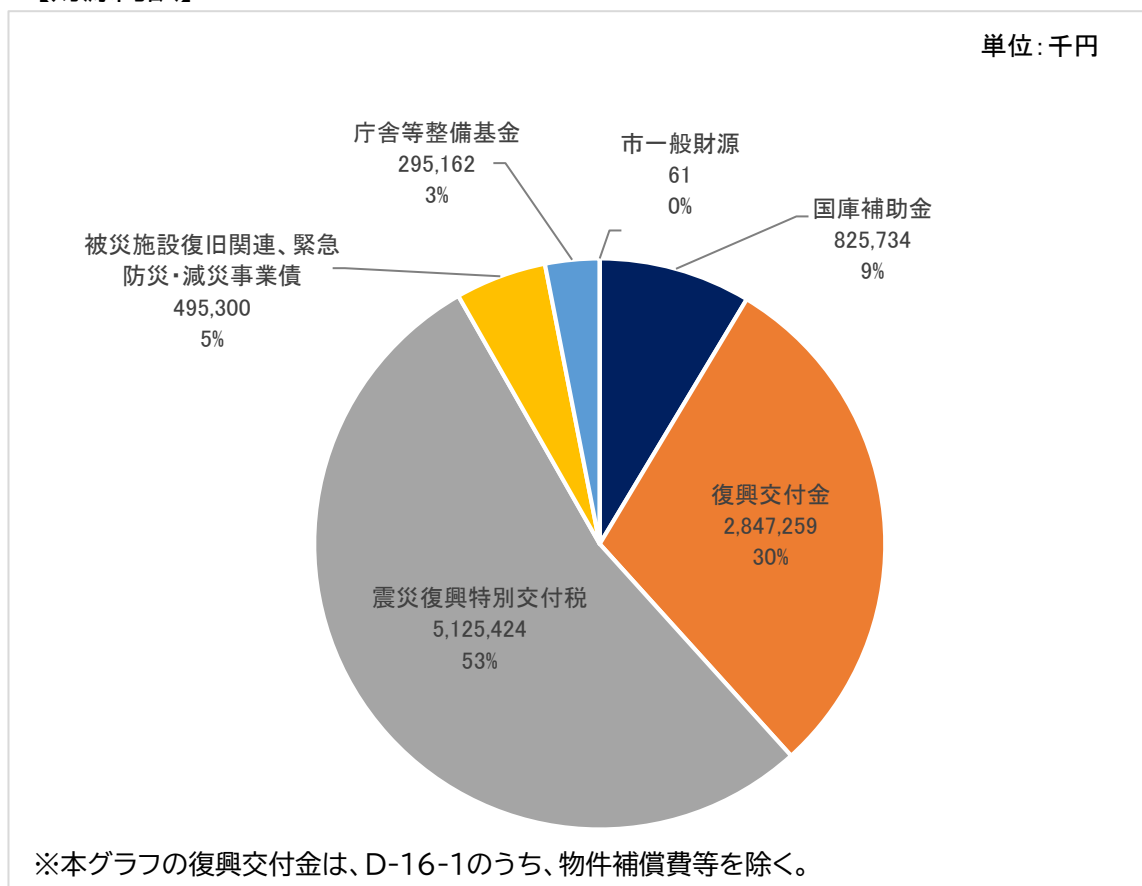
新庁舎建設事業の財源として、復興交付金、震災復興特別交付税、防災・省エネまちづくり推進事業費国庫補助金、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業費県補助金などを活用しました。

復興交付金等の活用にあたっては、交付金の対象となる機能や面積により対象事業費を算出するほか、保留床処分の考え方も整理する必要があったため、全体の事業進捗の総合調整については、専門事業者の支援を受け事業を推進しました。

【新庁舎本体等工事費】

項目	金額 (円)	摘要
本体工事費	9,588,939,600	庁舎・ネットワーク・総合防災情報システム設計、工事監理、LAN・総合防災情報システム工事費含む。
解体工事費	522,915,480	市体育館、芭蕉記念館、現業棟、図書館、中央公民館解体工事費のほか、解体設計費を含む。
外構工事費	214,588,820	防災広場、キャノピー、駐車場整備工事費
計	10,326,443,900	

【財源内訳】



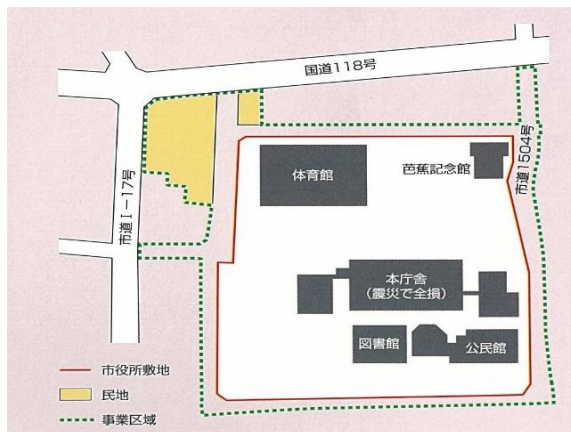
(4) 復興交付金の活用実績

D-16 市街地再開発事業（新庁舎建設事業）

復興交付金 事業名称	◆D-16-1-2 須賀川市市街地整備事業基本構想等作成委託事業 D-16-1 須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業）
担当課	行政管理部行政管理課（事業実施時点）
事業費	◆D-16-1-2 21,065千円（内国費 16,852千円） （内訳：調査設計費 21,065千円） D-16-1 4,693,104千円（内国費 3,285,172千円） （内訳：測量設計費 80,402千円、補償費 515,630千円、換地諸費154,646千円、工事費 3,942,426千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率70.0%] 東日本大震災復興特別交付税 再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業費県補助金 社会資本整備総合交付金 被災施設関連復旧事業債 須賀川市庁舎等整備基金 など
事業期間	平成24年度～令和2年度

【事業区域】

事業着手前（震災当時）の配置図



事業完了後の配置図



（調査設計資料より抜粋）

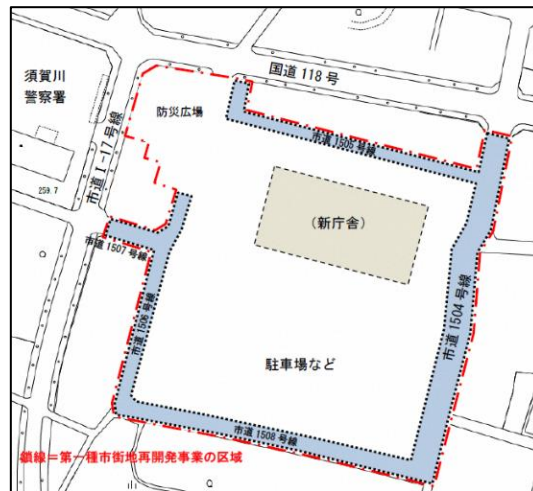
工 程

	事業内容	年度																		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2										
調査・設計・計画	建築基本・実施設計	■	■	■	■	■														
	現況測量	■																		
	地盤調査		■	■																
	事業計画・権利変換計画策定		■	■	■	■														
	建物調査		■	■																
	従前資産評価		■	■																
	確定測量調査		■	■	■															
	従後資産調査			■																
	工事監理				■	■	■	■	■	■	■	■								
	庁内LAN実施設計					■	■													
土地整備	除却工事【体育館、芭蕉記念館】		■	■																
	除却工事【現業棟外】		■	■																
	除却工事【外構】		■	■																
	除却工事【防火水槽】			■	■	■	■	■	■	■	■	■								
	除却工事【民地部】						■	■	■											
	図書館・公民館解体設計									■	■	■								
	図書館・公民館解体工事												■	■	■	■				
工事	民地建物補償			■	■	■	■			■	■	■								
	杭打工事			■	■	■	■													
	本体工事			■	■	■	■	■	■	■	■									
	庁内LAN工事						■	■	■	■	■									
	地区内歩道整備工事										■	■	■	■						
	防災広場整備工事												■	■	■	■				
図書館・公民館跡地整備工事																	■	■	■	■

D-2 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））

復興交付金 事業名称	D-2-1 市道1504号線外整備事業
担当課	建設部都市整備課（事業実施時点）
事業費	370,782千円（内国費 287,356千円） （内訳：測量設計費 6,825千円、補償費 49,809千円、工事費 314,148千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率77.5%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	市道1504号線は、当時の国道118号（現「主要地方道古殿須賀川線」）から新庁舎へのメイン進入路であり、庁舎敷地のセットバックにより拡幅し、両側歩道を整備することにより庁舎周辺道路の動線確保と歩行者の安全確保を図りました。 ・事業区域：須賀川市役所周辺（八幡町地内） 市道1504, 1505, 1506, 1507, 1508号線、地区内道路
事業期間	平成25年度～令和2年度

【事業区域】 （事業実施時点）



工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
設計業務委託		■								
電線地中化工事			■	■	■	■	■	■		
市道1504号線工事			■	■	■	■	■	■		
市道1505号線工事			■	■	■	■	■			
市道1506号線工事						■	■	■		
市道1507号線工事						■	■			
市道1508号線工事								■	■	■
地区内道路改良工事								■	■	■

★F-2 市街地再開発事業(効果促進事業)

本市の復興交付金事業計画（P.7）の★F-2-1-1「市街地復興効果促進事業」のうち、市街地再開発事業（D-16）では、次の事業を実施しました。

復興交付金 事業名称	★D-16-1-1、3、4 須賀川市市街地整備コーディネート事業	
担当課	建設部都市整備課（事業実施時点）	
事業費	★D-16-1-1 13,842千円（内国費 11,073千円） ★D-16-1-3 8,200千円（内国費 6,560千円） ★D-16-1-4 39,565千円（内国費 31,651千円）	
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税	
事業概要	「須賀川市市街地整備事業（庁舎）事業化支援業務」及び「須賀川市八幡町（市庁舎敷地）第一種市街地再開発事業計画等策定業務」を実施しました。	
	・事業区域：八幡町地内	
	平成24年度	市街地整備事業（庁舎）事業化支援業務
	平成24～25年度	八幡町（市庁舎敷地）第一種市街地再開発事業計画等策定業務
事業期間	平成24年度～平成25年度	

復興交付金 事業名称	★D-16-1-9 西部2号幹線整備事業	
担当課	建設部下水道課（事業実施時点）	
事業費	45,559千円（内国費 36,446千円）	
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税	
事業概要	新庁舎及び市民交流センターの排水路が加治町地内で合流しており、両施設の整備に伴い、駐車場の舗装化などで不透水面が増えることで雨水の流出量が増大し、水路の周辺地域での溢水が懸念されたため、排水路の流下機能の充実強化を図りました。	
	・事業区域：加治町地内ほか	
	・整備概要：ボックスカルバート工 L=100.3m、マンホール工3か所	
	平成26年度	現地調査、排水シミュレーション、実施設計
	平成27年度	排水路整備工事
事業期間	平成26年度～平成27年度	

復興交付金 事業名称	★D-16-1-10 市道1202号線外1路線安全・安心の道路ネットワーク 整備調査事業 ★D-16-1-12 市道1529号線整備事業 ★D-16-2- 1 市道1202号線整備事業								
担当課	建設部道路河川課								
事業費	★D-16-1-10 33,948千円（内国費 27,158千円） ★D-16-1-12 48,814千円（内国費 39,050千円） ★D-16-2- 1 60,714千円（内国費 48,571千円）								
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税								
事業概要	<p>市道1202号線は新庁舎から市民交流センター及び公立岩瀬病院を直結する災害対応時における重要路線であり、この路線を整備することで各防災拠点へのアクセス性の向上と施設間の連携強化が図られました。</p> <p>また、市道1529号線においては、歩道もなく、幅員が狭小で大震災時においても住民の避難に支障をきたしたため、安全に通行できる環境整備として、道路を拡幅し、両側に歩道を整備しました。</p> <p>・事業区域：中町地内、稲荷町地内ほか</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>市道1202号線 土質調査、用地測量 市道1529号線 地質調査、用地測量、不動産鑑定、 用地取得、道路改良工事</td> </tr> <tr> <td>平成27～28年度</td> <td>市道1529号線 道路改良工事、 踏切測量調査設計業務</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>市道1202号線 道路改良工事 市道1529号線 舗装新設工事</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>市道1202号線 道路改良工事</td> </tr> </table>	平成26年度	市道1202号線 土質調査、用地測量 市道1529号線 地質調査、用地測量、不動産鑑定、 用地取得、道路改良工事	平成27～28年度	市道1529号線 道路改良工事、 踏切測量調査設計業務	平成29年度	市道1202号線 道路改良工事 市道1529号線 舗装新設工事	平成30年度	市道1202号線 道路改良工事
平成26年度	市道1202号線 土質調査、用地測量 市道1529号線 地質調査、用地測量、不動産鑑定、 用地取得、道路改良工事								
平成27～28年度	市道1529号線 道路改良工事、 踏切測量調査設計業務								
平成29年度	市道1202号線 道路改良工事 市道1529号線 舗装新設工事								
平成30年度	市道1202号線 道路改良工事								
事業期間	平成26年度～平成30年度								

復興交付金 事業名称	須賀川市市街地整備事業（市街地再開発事業） ★D-16-1- 8 （H26、H27年度） ★D-16-1-19 （H28年度） ★D-16-1-20 （H29年度） ★D-16-1-22 （H30年度） ★D-16-1-23 （R 1年度） ★D-16-1-24 （R 2年度）									
担当課	建設部都市整備課（事業実施時点）									
事業費	★D-16-1- 8 15,595千円（内国費 12,476千円） ★D-16-1-19 1,944千円（内国費 1,555千円） ★D-16-1-20 1,901千円（内国費 1,520千円） ★D-16-1-22 1,955千円（内国費 1,563千円） ★D-16-1-23 1,987千円（内国費 1,589千円） ★D-16-1-24 1,911千円（内国費 1,528千円）									
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金〔補助率80.0%〕 東日本大震災復興特別交付税									
事業概要	<p>事業全体スケジュール管理及び業務間調整や事業推進に必要となる技術的助言・総合調整などを委託しました。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>権利変換計画の認可を受け、建築工事に着手するための事業全体のスケジュール管理及びその他事業推進に必要となる技術的助言・総合調整を委託。</td> </tr> <tr> <td>平成27～30年度</td> <td>「市街地整備事業」を迅速かつ的確に進めるため、事業推進に必要となる技術的助言・総合調整などを委託。</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>保留床の整理・処分等や権利変換確定等に関する技術的助言等の事業完了に向けた総合調整を委託。</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>工事完了に伴う計画変更や保留床の整理・処分など、事業完了に必要となる技術的助言等と総合調整を委託。</td> </tr> </table>		平成26年度	権利変換計画の認可を受け、建築工事に着手するための事業全体のスケジュール管理及びその他事業推進に必要となる技術的助言・総合調整を委託。	平成27～30年度	「市街地整備事業」を迅速かつ的確に進めるため、事業推進に必要となる技術的助言・総合調整などを委託。	令和元年度	保留床の整理・処分等や権利変換確定等に関する技術的助言等の事業完了に向けた総合調整を委託。	令和2年度	工事完了に伴う計画変更や保留床の整理・処分など、事業完了に必要となる技術的助言等と総合調整を委託。
平成26年度	権利変換計画の認可を受け、建築工事に着手するための事業全体のスケジュール管理及びその他事業推進に必要となる技術的助言・総合調整を委託。									
平成27～30年度	「市街地整備事業」を迅速かつ的確に進めるため、事業推進に必要となる技術的助言・総合調整などを委託。									
令和元年度	保留床の整理・処分等や権利変換確定等に関する技術的助言等の事業完了に向けた総合調整を委託。									
令和2年度	工事完了に伴う計画変更や保留床の整理・処分など、事業完了に必要となる技術的助言等と総合調整を委託。									
事業期間	平成26年度～令和2年度									

復興交付金 事業名称	★D-16-1-13 総合防災情報システム実施設計業務
担当課	生活環境部生活課（事業実施時点）
事業費	21,654千円（内国費 17,323千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	新庁舎を建設するにあたり、災害時の電気・通信系統等の複層化についての検討に併せ、総合防災情報システム詳細設計のための実施設計を実施しました。 平成26年度：総合防災情報システム実施設計業務委託
事業期間	平成26年度

復興交付金 事業名称	★D-16-1-14 須賀川市市街地コミュニティ活動支援施設整備事業
担当課	生活環境部生活課（事業実施時点）
事業費	45,037千円（内国費 36,029千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	<p>旧須賀川税務署の会議室棟を財務省から取得し、被災住民等がコミュニティ活動を行う「町会所会館」を整備しました。</p> <p>【整備概要】 建物延床面積：210.12㎡ 構 造：S造2階建 改修工事概要：書棚撤去、会議室の整備（開口窓、間仕切りの設置）、トイレ・ミニキッチンの増設</p> <p>平成26年度：不動産鑑定業務委託 平成27年度：旧税務署会議室棟取得、改修設計業務、改修工事 須賀川市町会所会館条例：（平成28年4月1日施行）</p>
事業期間	平成26年度～平成27年度



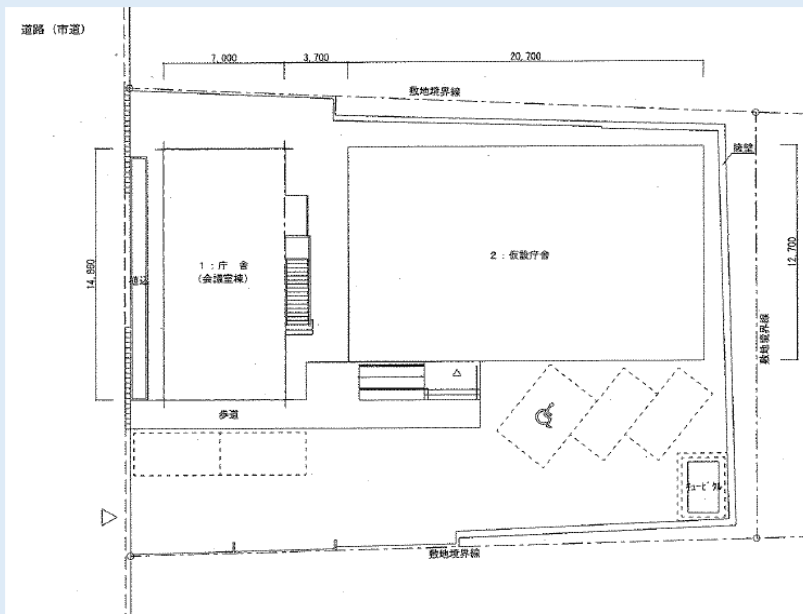
～旧須賀川税務署用地の取得～

旧須賀川税務署用地(945㎡)については、大正9年に「須賀川町」が税務署用地として寄附した経緯を把握していたものの、その事実を裏付ける資料がなかったため、下記新聞記事により東北財務局と協議し、「国有財産特別措置法」第5条第1項の規定(譲与)に基づき、無償での返還に至りました。

【大正9年8月11日 「岩磐新聞」】



【旧須賀川税務署配置図】



2 市総合福祉センターの再建（市民交流センター整備事業）

市総合福祉センターは、市の中心市街地のメイン通りである通称「松明通り」（都市計画道路須賀川駅並木町線）に面し、年間約25万人が利用するなど、市民活動・交流の拠点として市街地中心部の賑わい創出に大きな役割を果たしていましたが、大震災により使用不能となりました。

また、当該センターが立地する市街地中心部は、市内の全壊家屋のうち約半数が集中するなど、甚大な被害を受けたため、市街地中心部の再生・活性化を図る意味からも再建は急務となりました。

このため、「須賀川市震災復興計画」や「須賀川市復興まちづくり事業計画」などを踏まえ、「市民文化復興のシンボル」及び「中心市街地活性化の中核施設」として整備を進めました。

【被災当時の状況】



（1）基本的な整備方針について

整備にあたっては、市総合福祉センターに隣接する「市あきない広場」との一体的な整備や「松明通り」との連続性の確保のほか、これまで市総合福祉センターが担っていた市民交流や子育て支援、市民活動支援機能などを継承するとともに、新たに公民館や図書館などの生涯学習機能、さらには賑わい機能などを併せ持つ集客力の高い複合施設として整備することとしました。

【「市震災復興計画」抜粋】

市総合福祉センターは、これまで市民交流の場として大きな役割を果たしてきた経緯を踏まえ、市民やNPOなどの活動拠点、子どもや高齢者などの市民交流拠点、商店などと連携した賑わいづくりの拠点、更には、生涯学習機能など様々な機能を検討しながら再建を図ります。

市庁舎などの再建に当たっては、市民のコンセンサスを十分反映しながら、整備手法など様々な課題を整理し、民間資本の導入なども含め幅広く検討を進めます。

●方針① 中心市街地の防災機能の強化

- ・市庁舎と防災機能を分担し、市街地中心部の防災機能強化に寄与する施設整備を目指します。
- ・災害時に支援ボランティアの活動拠点として機能するよう整備を図ります。

●方針② 市街地中心部の活性化

- ・平常時は賑わいの拠点としてや市民団体等の活動拠点として機能するよう整備を図ります。
- ・市民交流機能や生涯学習機能などを有する複合施設を市民文化復興のシンボルとして整備します。

(仮称)市民交流センターの役割

- 新庁舎と役割分担した市街地中心部の防災拠点（支援ボランティア等の活動拠点）
- 市街地中心部の賑わい拠点

(須賀川市復興まちづくり事業計画より抜粋)

また、基本設計にあたっては、これまでの公民館や図書館等の利用者をはじめ、完成後に利用者となる市民の方々と意見交換を行うことにより、施設オープン前から自分たちの施設という意識を持ち、オープン後もスムーズに施設利用が図られるよう、35回にわたる市民ワークショップを開催し、1,400件を超える意見が出され、これら意見等を踏まえながら設計に取り組みました。

【市総合福祉センターの概要】

- 開館 平成19年4月1日
- 構造 鉄筋コンクリート造
- 敷地面積 2,348㎡
- 延床面積 6,818㎡
- 階数 地上5階地下1階
- 機能 1階「市民交流機能」市民ギャラリー、交流サロン等
2階「福祉行政機能」市保健福祉部、社会福祉協議会等
3階「子育て支援機能等」キッズコーナー等
4階「学習機能」ミニシアター、学習・読書コーナー等
5階「催事・展示機能」多目的ホール、歓談室等



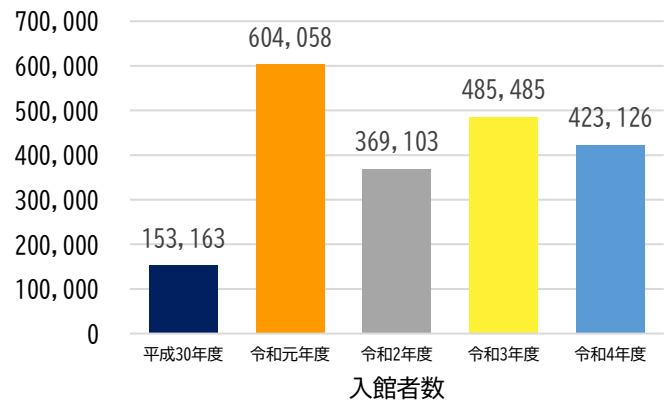
(2) 須賀川市民交流センターの整備について

須賀川市民交流センターは、「人を結び、まちをつなぎ、情報を発信する場の創造」を基本コンセプトに、公民館や図書館などの生涯学習機能をはじめ、子育て支援、市民活動団体等支援、市民交流、賑わい創出など、多くの機能を有する複合施設として整備した施設であり、様々な世代、立場、目的を持った人々が集い、交流し、活動することによって、まちなかに賑わいと活気が生まれ、その活力が市全体に波及することを目指し、平成31年1月11日にオープンしました。

オープン後は、機能融合のコンセプトや本の全館配架など、新しい公共施設のスタイルとして全国から注目を集め、多くのメディアに取り上げられるとともに、様々な賞も受賞し、また、県内外から多くの視察、見学者が訪れるなど、市民文化復興のシンボルとして全国に発信されています。

また、当該センター内には、若者等の起業を支援するため、チャレンジショップスペースを設け、まちなかへの出店をサポートしており、中心市街地の賑わい創出にも大きく貢献しています。

市民交流センター入館者の推移（人）



※平成30年度は、開館(H31.1.11)から3月末までの実績)

※令和4年度は、12月末までの実績。

※令和4年12月4日に入館者200万人達成



～須賀川市民交流センターの整備について～

市民交流センター整備事業については、「須賀川市復興まちづくり事業計画」を策定する中で、施設コンセプト、ゾーニングイメージ、導入機能及びモデルスタディ等の検討を行い、基本的な考え方を取りまとめました。

この基本的な考え方にに基づき、平成25年5月からプロポーザル競技を実施し、技術提案のあった4者の中から石本建築事務所を選定し、基本設計に取り組みました。

プロポーザル競技を実施するにあたっては、当該プロポーザル競技審査委員会委員長の安田幸一先生(委員長当時:東京工業大学大学院教授)からの「柔軟な発想による設計を目指すためには、組織的な通常の設計事務所と建築界などで新人賞等受賞歴のある若手アーキテクトを協力者につけることが必要」との提案を踏まえ、技術提案の際の条件に加えしました。(設計会社同士のJVという手法は実例があったものの、組織設計事務所と30～40歳代で、新人賞受賞を条件とした例はほとんどありませんでした。)

～須賀川市民交流センターの愛称について～

市民交流センターの愛称は、全国から公募し、沖縄県を除く46都道府県から1,317件の応募がありました。

選考にあたっては、庁内検討委員会や管理運営協議会の意見などを踏まえ、設計者やデザイン担当者等による選考を経て、平成28年12月に「tette(てって)」に決定し、愛称を活用したロゴマークについても商標登録しました。



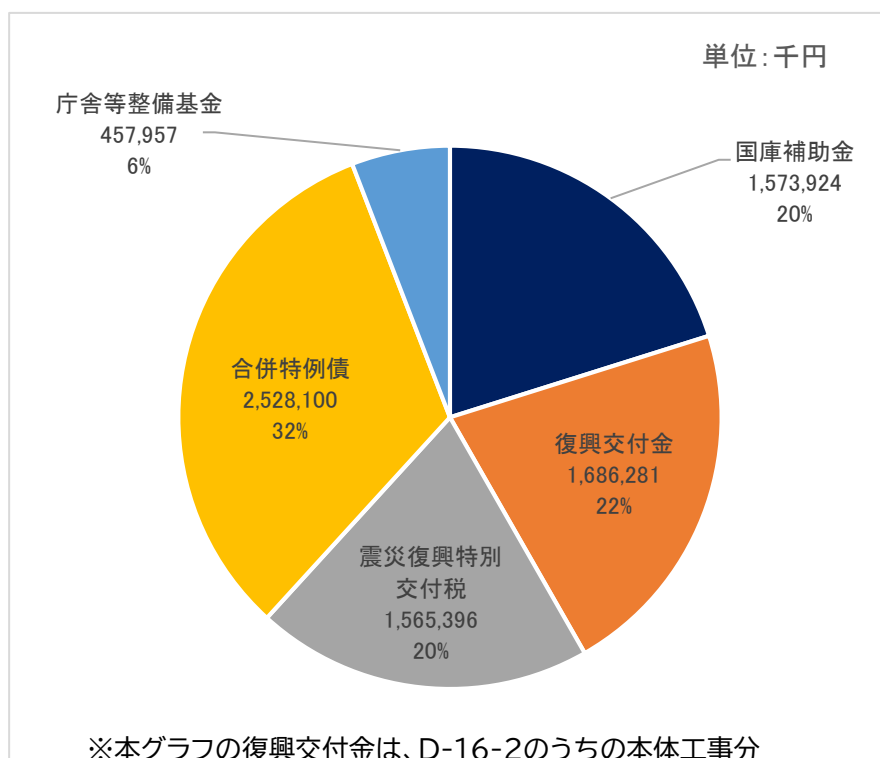
(3) 財源等について

市民交流センター整備事業費は、復興交付金や震災復興特別交付税をはじめ、社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業）などを活用しました。

【須賀川市民交流センター本体工事費】

項目	金額(円)
本体工事費	7,696,098,360
監理業務委託費	115,560,000
計	7,811,658,360

【財源内訳】



(4) 復興交付金の活用実績

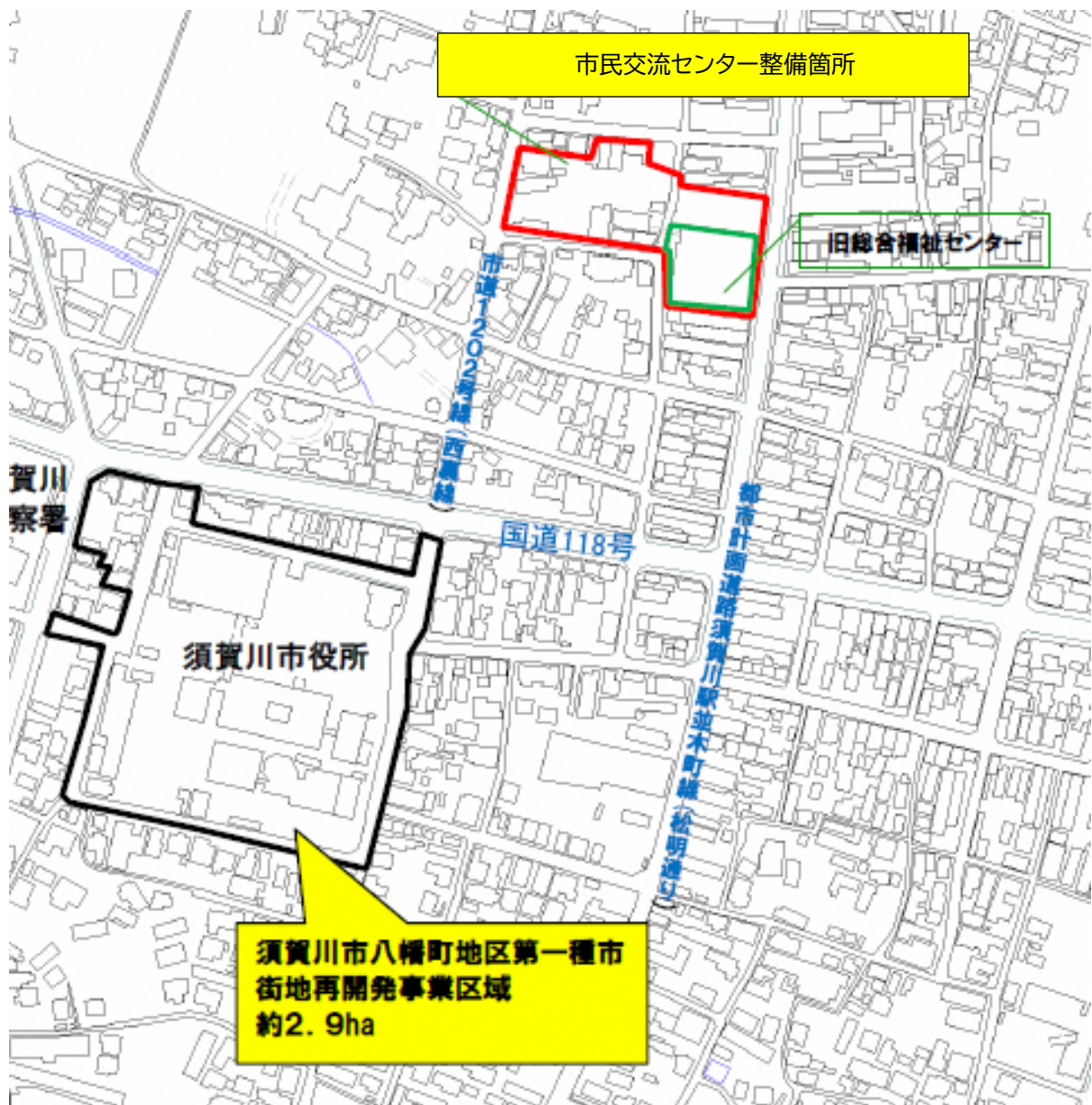
D-16 市街地再開発事業（市民交流センター整備事業）

復興交付金 事業名称	◆D-16-1-3（仮称）市民交流センター整備事業 D-16-2（仮称）市民交流センター整備事業
担当課	産業部市民交流センター整備室（事業実施時点）
事業費	◆D-16-1-3 79,721千円（内国費 63,777千円） （内訳：調査設計費 79,721千円） D-16-2 3,034,691千円（内国費2,124,284千円） （内訳：実施設計費 179,280千円、補償費 230,580千円、 工事費 2,624,831千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率70.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	<p>【施設の概要】</p> <p>名称 須賀川市民交流センター</p> <p>所在地 中町4-1ほか</p> <p>敷地面積 7,723.93㎡</p> <p>建築面積 4,876.70㎡</p> <p>延床面積 13,698.58㎡</p> <p>構造 S造一部RC造 地上5階地下1階建</p> <p>駐車台数 80台</p> <p>開館日 平成31年1月11日</p>
事業期間	平成25年度～平成30年度

工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
基本設計		■	■	■						
現況・用地測量		■	■							
地質調査		■	■							
市あきない広場アトリウム解体設計		■	■							
市あきない広場アトリウム解体工事			■	■	■					
実施設計				■	■	■				
埋蔵文化財発掘調査				■	■					
準備工事					■	■				
建設工事、駐車場整備工事						■	■	■	■	■

【事業位置図】(事業実施時点)



★F-2 市街地再開発事業（市街地復興効果促進事業）

本市の復興交付金事業計画（P.7）の★F-2-1-1「市街地復興効果促進事業」のうち、市民交流センター整備事業に関連して、次の事業を実施しました。

復興交付金 事業名称	<p>★D-16-1-6（仮称）市民交流センター整備基本計画関連事業</p> <p>★D-16-2-2（仮称）市民交流センター整備実施設計支援事業</p> <p>★D-16-2-3（仮称）市民交流センター整備事業に係る付随工事事業</p>
担当課	産業部市民交流センター整備室（事業実施時点）
事業費	<p>★D-16-1-6 40,824千円（内国費 32,659千円）</p> <p>★D-16-2-2 6,372千円（内国費 5,097千円）</p> <p>★D-16-2-3 21,924千円（内国費 17,539千円）</p>
活用した 主な財源	<p>東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%]</p> <p>東日本大震災復興特別交付税</p>
事業概要	<p>◆D-16-1-3「（仮称）市民交流センター整備事業」において基本設計を実施しており、これをもとに、基幹事業D-16-2「（仮称）市民交流センター整備事業」では実施設計を行いました。効果促進事業では、これらに基づき、施設整備を円滑に実施するため、関連調査や工事を実施しました。</p> <p>★D-16-1-6（仮称）市民交流センター整備基本計画関連事業 地質調査業務、物件調査業務、あきない広場外解体設計業務を実施しました。</p> <p>★D-16-2-2（仮称）市民交流センター整備実施設計支援事業 図書館配架計画、公民館設備計画、展示スペースに係る基本計画を策定しました。</p> <p>★D-16-2-3（仮称）市民交流センター整備事業に係る付随工事事業 基幹事業で実施した埋蔵文化財発掘調査(平成27年1月～10月)に伴う発掘及び杭撤去等により軟弱化した地盤のための整地工事及び電波障害対策工事などを実施しました。</p>

復興交付金 事業名称	<p>★D-16-2-4にぎわい創出支援事業（H27分）</p> <p>★D-16-2-5にぎわい創出支援事業（H28分）</p> <p>★D-16-2-6にぎわい創出支援事業（H29分）</p> <p>★D-16-2-7記録映像等作成委託事業</p>						
担当課	産業部市民交流センター整備室（事業実施時点）						
事業費	<p>★D-16-2-4 7,219千円（内国費 5,775千円）</p> <p>★D-16-2-5 19,455千円（内国費 15,564千円）</p> <p>★D-16-2-6 26,678千円（内国費 21,342千円）</p> <p>★D-16-2-7 7,302千円（内国費 5,842千円）</p>						
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金〔補助率80.0%〕 東日本大震災復興特別交付税						
事業概要	<p>★D-16-2-4、5、6 にぎわい創出支援事業</p> <p>複合施設として整備した市民交流センターにおいては、まちなかに賑わいを創出し、施設の運営方法や市民との協働、市民の利用する備品の選定、施設のデザインコントロール等について、専門的立場からの支援を受け、施設整備後の運営方法等も含めて検討しました。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>施設に係る市民協働の仕組みの構築を検討、市民ワークショップの開催、管理運営マニュアル策定</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>図書館、展示・交流スペース等の活用方法、運営方法等の検討、市民ワークショップ等の開催、市民と協働によるプレオープン事業の検討、市民サポーター育成検討等</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>図書館、展示・交流スペース等の活用方法、運営方法等の検討、市民ワークショップの開催、交流センターPR誌作成、市民交流センター利用者用パンフレット作成、備品等選定、市民参加によるにぎわい創出イベント開催、複合施設における統一感のあるデザインの監修等</td> </tr> </table> <p>★D-16-2-7 記録映像等作成委託事業</p> <p>市民交流センターの整備経過を中心に市の被災状況から復興にいたるまでの記録等をまとめ、施設完成後も大震災の記憶を風化させず、自然災害への教訓や被災状況を後世に伝える記録映像を制作しました。</p>	平成27年度	施設に係る市民協働の仕組みの構築を検討、市民ワークショップの開催、管理運営マニュアル策定	平成28年度	図書館、展示・交流スペース等の活用方法、運営方法等の検討、市民ワークショップ等の開催、市民と協働によるプレオープン事業の検討、市民サポーター育成検討等	平成29年度	図書館、展示・交流スペース等の活用方法、運営方法等の検討、市民ワークショップの開催、交流センターPR誌作成、市民交流センター利用者用パンフレット作成、備品等選定、市民参加によるにぎわい創出イベント開催、複合施設における統一感のあるデザインの監修等
平成27年度	施設に係る市民協働の仕組みの構築を検討、市民ワークショップの開催、管理運営マニュアル策定						
平成28年度	図書館、展示・交流スペース等の活用方法、運営方法等の検討、市民ワークショップ等の開催、市民と協働によるプレオープン事業の検討、市民サポーター育成検討等						
平成29年度	図書館、展示・交流スペース等の活用方法、運営方法等の検討、市民ワークショップの開催、交流センターPR誌作成、市民交流センター利用者用パンフレット作成、備品等選定、市民参加によるにぎわい創出イベント開催、複合施設における統一感のあるデザインの監修等						

【建設中の市民交流センター(平成 30 年 3 月)】



【円谷英二ミュージアム】



【わいわいパーク】



【図書館】



3 市街地中心部の再生・活性化

(1) 目的

本市においては、平成11年3月の「須賀川市中心市街地活性化基本計画」の策定以降、市街地中心部の活性化に取り組んできましたが、市街地中心部における人口の減少、商業機能などの低下が進行していました。

また、大震災の影響により、市内における全壊家屋のうち約半数が市街地中心部に集中するとともに、被災家屋の解体により空地が増えるなど、当該地域は壊滅的な被害を受けました。

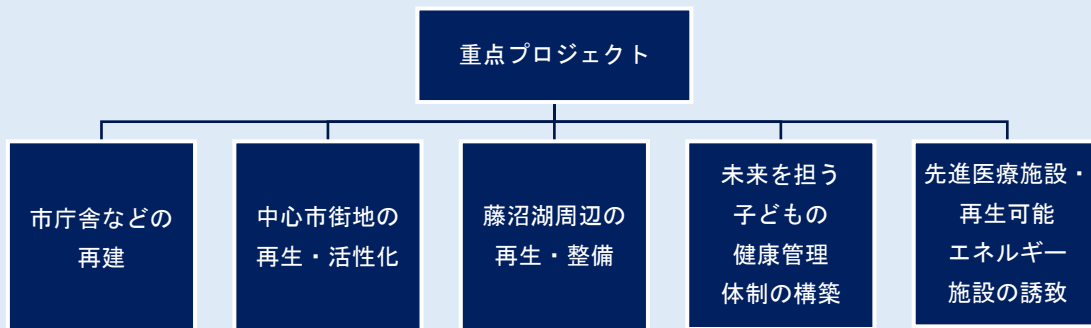
このため、市街地中心部は、長い歴史の中で文化・伝統を育み、各種機能が培われてきた「まちの顔」というべき地域として、市民、事業者、各団体、行政などがその将来像を共有し、協働の理念に基づいた新たな視点により復興に向けて一体的に取り組むことが重要であり、賑わいと防災性を向上させた本市の復興まちづくりを先導する地域となるよう再生・活性化に取り組みました。

(2) 「市震災復興計画」及び「市復興まちづくり事業計画」での位置付け

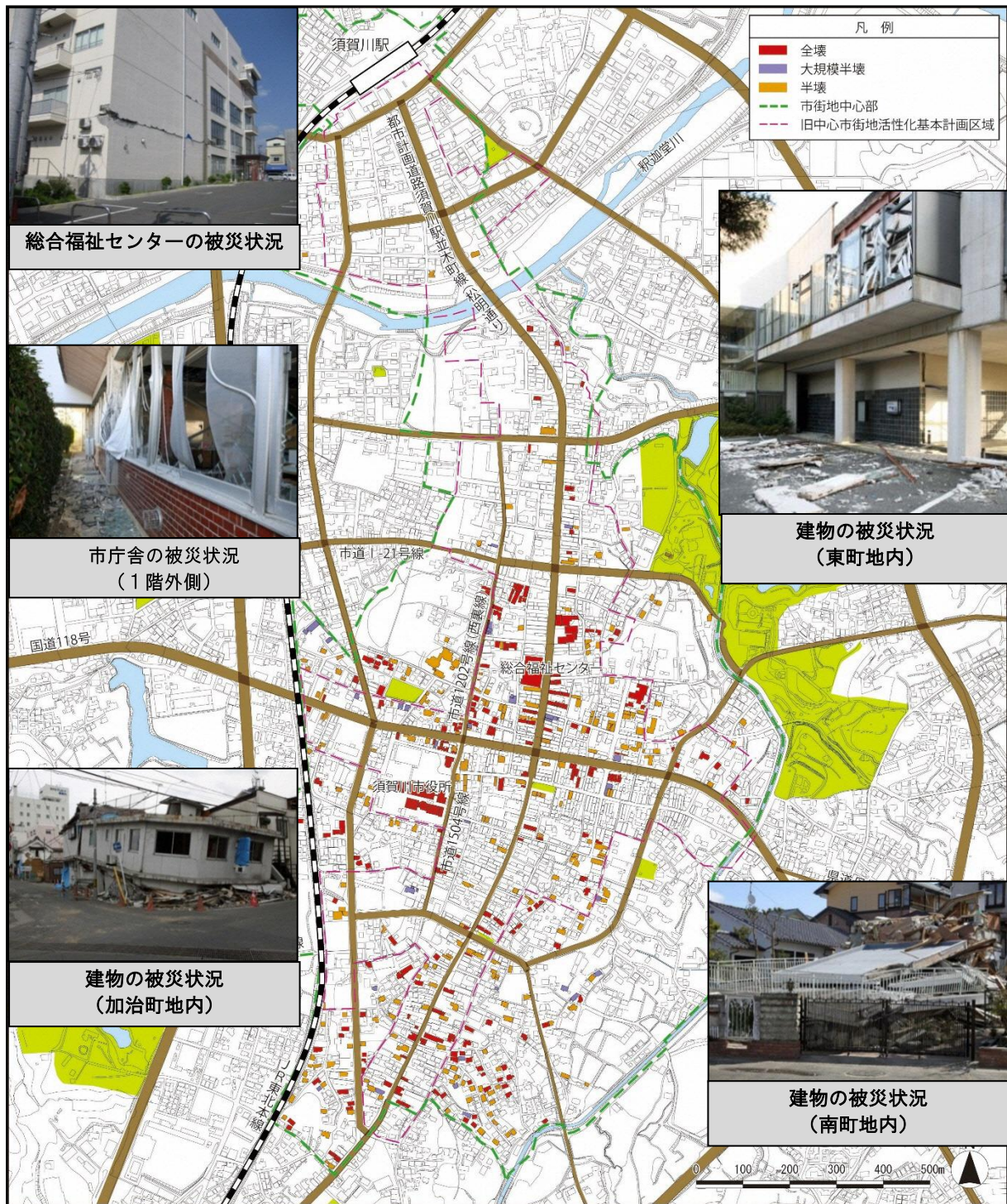
「須賀川市震災復興計画」においては、「市街地中心部の再生・活性化」を重点プロジェクトに位置付け、その具現化を図るため「須賀川市復興まちづくり事業計画」を策定し、中心市街地が本市の復興まちづくりを先導する地域となるよう取り組みました。

【「市震災復興計画」抜粋】

市庁舎などの再建や空き地の有効活用、更には南部地域まちづくりの方向性なども踏まえ、これらと連動した面的整備について検討します。また、中心となる市街地に都市機能を集約し、歩いて暮らせる機能集約型のコンパクトなまちづくりを形成することにより、居住性、快適性を高め、商店街を含めた市街地全体の活性化を図るため、「須賀川市中心市街地活性化基本計画(平成11年3月)」の見直しを含め、新たな視点からの土地利用計画の策定やまちづくり会社の設立など、様々な角度から今後のまちづくりについて、地域住民や行政などが一体となって、話し合い、検討を進めます。



【市街地中心部の被災状況図】

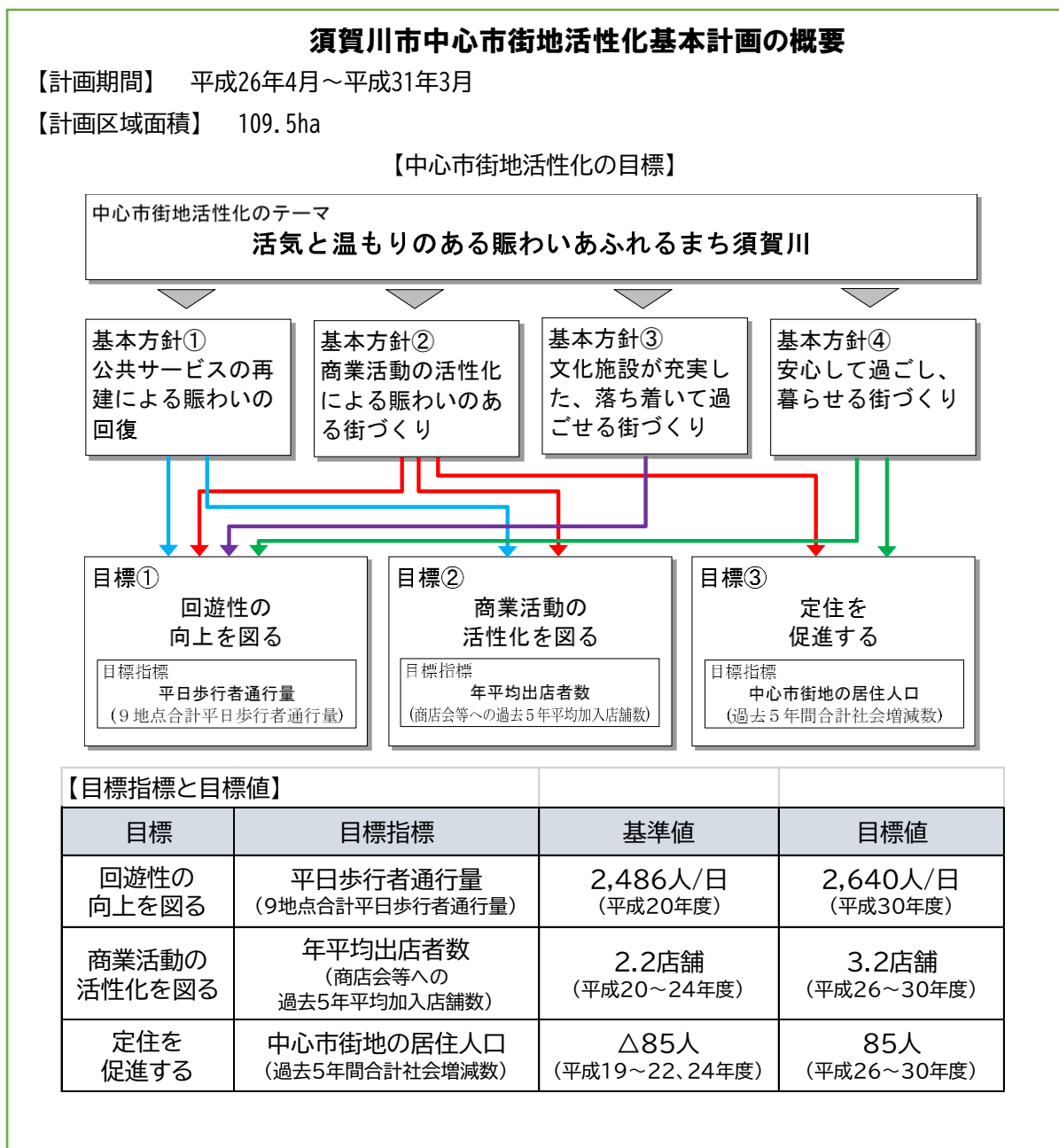


(3) 須賀川市中心市街地活性化基本計画の策定

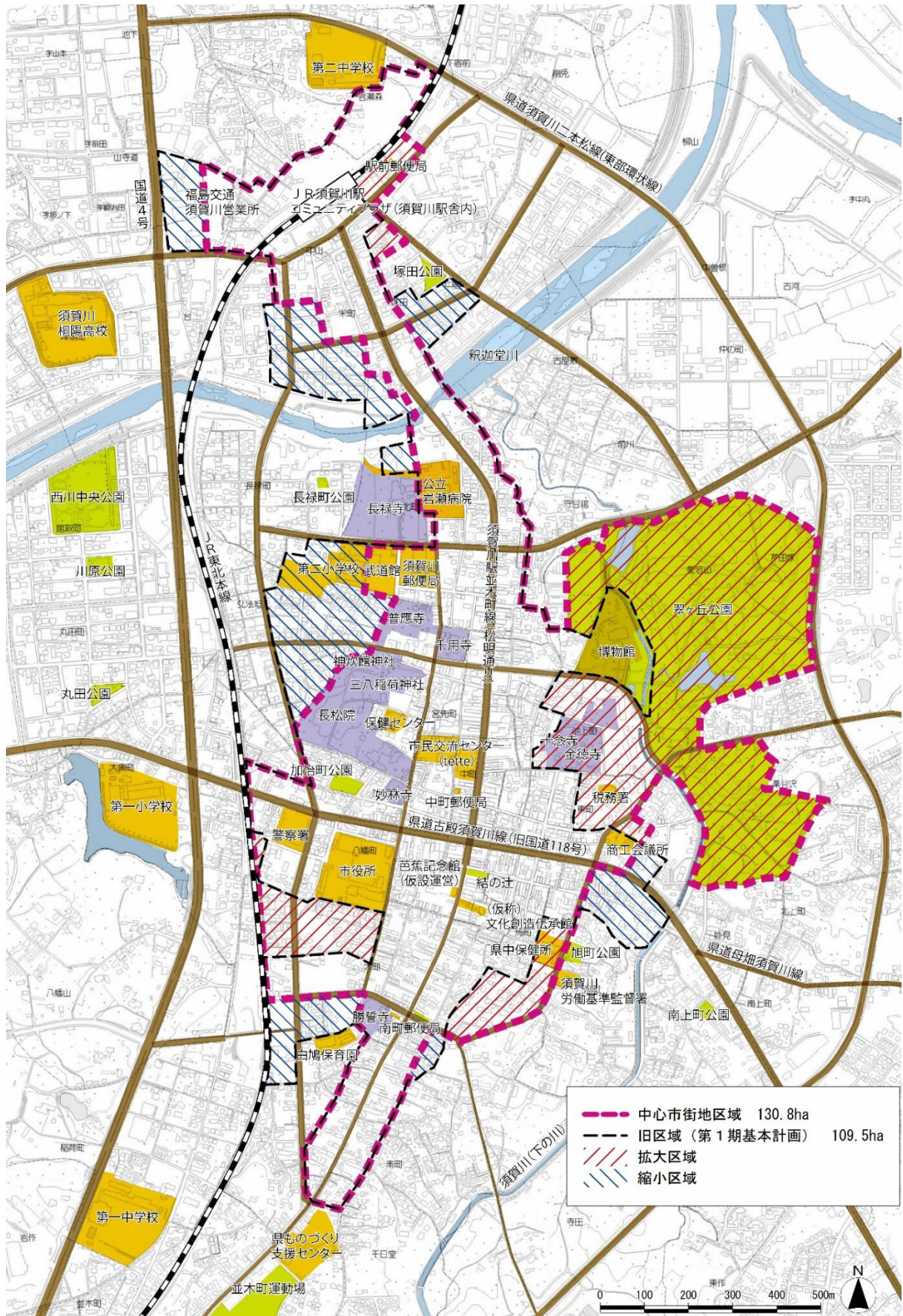
甚大な被害を受けた市街地中心部の再生・活性化を図る上では、大震災以前の街並みを取り戻すだけでなく、より活性化させるため、市のアイデンティティを保つこと、市の歴史・文化を守ること、少子高齢化が進む市民の日常生活を支えること、さらには多様な都市機能をコンパクトに集積し、歩いて暮らせる賑わいあふれるまちづくりを進めることが重要となりました。

このため、これらの考え方を基本的な方針とした「須賀川市中心市街地活性化基本計画」について、復興交付金を活用し、平成26年3月28日に国の認定を受け策定しました。

なお、現在は、平成31年3月18日に国の認定を受けた「第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画」(平成31年4月～令和6年3月)に基づき、継続的に市街地中心部の再生・活性化に取り組んでいます。



【第2期と第1期中心市街地区域との比較】



(4) 復興交付金の活用実績

★F-2 市街地再開発事業（市街地復興効果促進事業）

本市の復興交付金事業計画（P.7）の★F-2-1-1「市街地復興効果促進事業」のうち、中心市街地の再生・活性化に関連して、次の事業を実施しました。

復興交付金 事業名称	★D-16-1-2 須賀川市中心市街地活性化基本計画策定事業
担当課	産業部商工労政課（事業実施時点）
事業費	17,402千円（内国費 13,921千円）
活用した主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	「市街地再開発事業」と中心市街地の再生・活性化は、密接な関係性を有しており、中心市街地活性化の主たる担い手となる多様な民間主体の合意形成を図りながら、「須賀川市中心市街地活性化基本計画」を策定しました。 ・計画期間 平成26年度～平成30年度の5年計画 ・区域面積 109.5ha ・テーマ 「活気と温もりのある 賑わいあふれるまち 須賀川」
事業期間	平成24年度～平成25年度

復興交付金 事業名称	★D-16-1-15 須賀川市中心市街地定住化促進土地利用等調査事業
担当課	産業部商工労政課（事業実施時点）
事業費	11,178千円（内国費 8,942千円）
活用した主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	須賀川市中心市街地活性化基本計画の基本目標の一つである「定住促進」施策を進めるにあたり、基幹事業である「市街地再開発事業（市街地整備事業）」等と併せて、当該区域内の空地等の現状を把握し、復興に向けた定住促進策等の具体的な施策を講じるため、「須賀川市中心市街地定住化促進土地利用等調査業務」を実施しました。
事業期間	平成26年度～平成27年度

復興交付金 事業名称	★D-16-1-17 須賀川市南部地区再生基本計画等策定業務
担当課	建設部都市整備課（事業実施時点）
事業費	12,420千円（内国費 9,936千円）
活用した主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	須賀川市中心市街地活性化基本計画の基本計画の目標の一つである「回遊性の向上を図る」観点から、基本計画区域の南部地区内の公共施設の整備に係る基本方針等について調査検討を行い、南部地区都市再生整備事業基本計画等策定業務を実施しました。
事業期間	平成27年度

4 災害公営住宅の整備

大震災による本市の住家被害は、全壊家屋が1,249件を数え、半壊以上が3割を超えるなど、甚大な被害を受けました。

被災した方々は、市内4か所（上北町、館取町、大袋町、木之崎）に設置した応急仮設住宅のほか、県の借上げ住宅などでの生活を余儀なくされました。

このため、大震災により住家を失い、自力で住宅再建が困難な方々の一日も早い生活再建を目指し、被災者などの意向調査を踏まえながら、復興交付金を活用し、災害公営住宅を整備しました。

【応急仮設住宅】



(1) 意向調査の実施

今後の住宅再建に関する意向と災害公営住宅への入居希望状況等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

【アンケート調査概要】

項目	第1回調査	第2回調査	追加調査
実施期間	H24. 8. 27～9. 10	H25. 3. 19～3. 31	H25. 5. 10～5. 31
調査対象	1,324世帯※1	1,022世帯※2	540件※3
調査結果	回答782世帯 (回収率59%)	回答482世帯 (回収率47%)	回答203世帯 (回収率38%)
うち入居希望	88世帯	79世帯	19世帯

※1 入居対象1,492世帯のうち、住宅再建等仮設住宅退去者168世帯を除く1,324世帯

※2 被災者生活再建支援制度における「全壊」判定世帯（住宅再建者除く）

※3 第2回調査未提出者

(2) 整備戸数等について

災害公営住宅は、全壊などにより住宅を失った住宅困窮者を対象として整備するため、アンケート調査結果などを踏まえ整備戸数を決定しました。

決定にあたっては、1回目のアンケート調査を基に本市の持家志向などを考慮し、当初は入居希望世帯の約半数である40戸の整備を計画しましたが、大震災から2年を経過した時点での2回目及び追加調査では、計98世帯の入居希望があり、調査に未回答の方もいたため、最終的に100戸の災害公営住宅を整備しました。

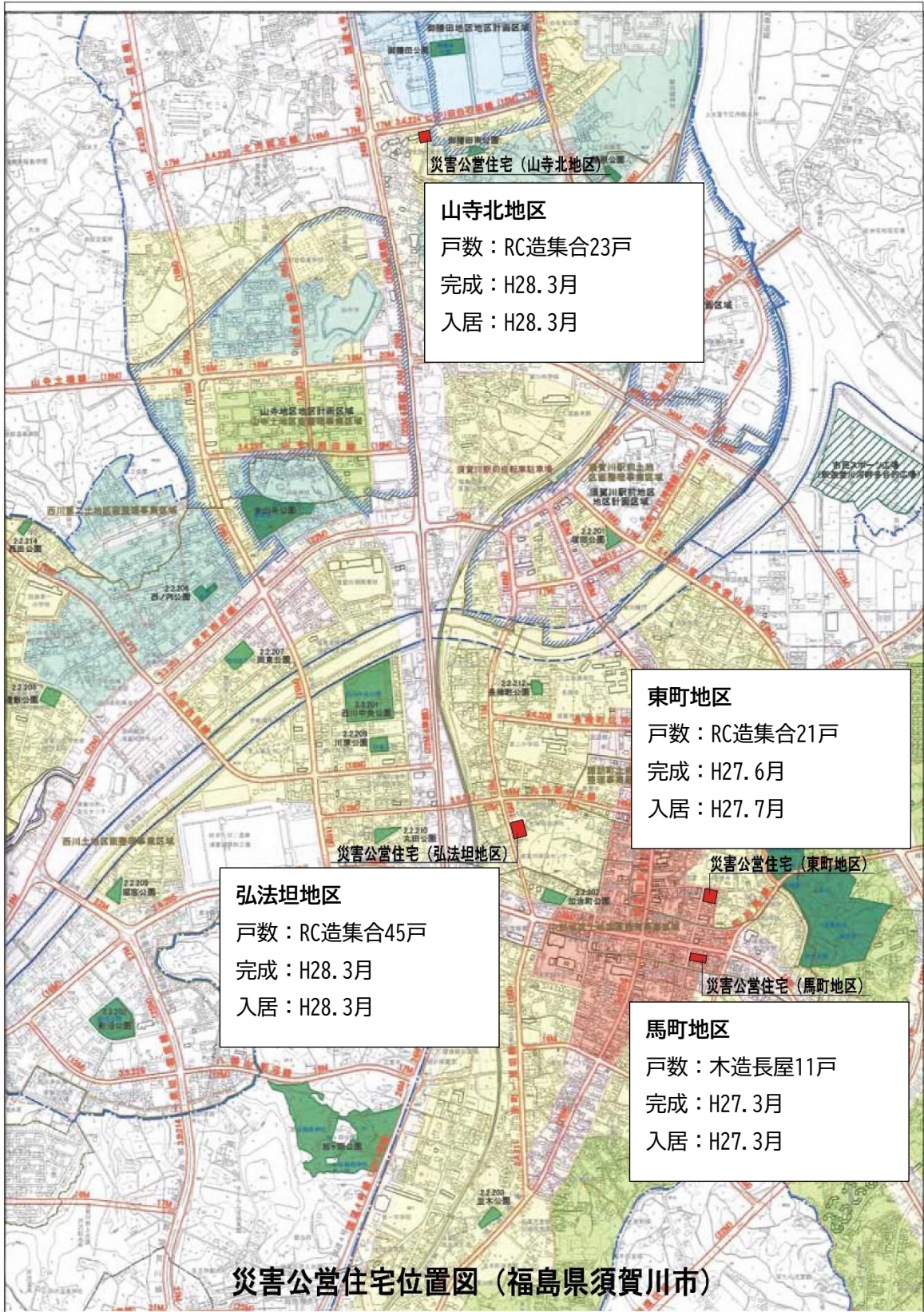
整備にあたっては、入居者の利便性などに配慮し、中心市街地又はその周辺地区への整備を基本に、早期に整備可能な用地の選定に努めましたが、南町地区については、土地所有者との協議において合意が得られず、結果的に東町、馬町、弘法坦及び山寺北の4地区を選定しました。

また、いち早く住宅困窮者に対して住居を提供するため、従来の競争入札のほか、プロポーザル競技で選定した市内事業者が、市の定める性能水準に基づき整備した住宅を買取る「公募買取方式」やコスト縮減や工期短縮を目的とした「ECI（技術提案・交渉方式『技術協力・施工タイプ』）方式」など、様々な整備手法を活用しながら早期完成に努めました。

なお、整備した住宅のタイプは、中層集合住宅を基本に、整備敷地周辺の住環境や入居希望世帯の状況などを踏まえ整備しました。

【災害公営住宅の概要】

項目	東町	馬町	弘法坦	山寺北
整備戸数	21戸	11戸	45戸	23戸
入居開始時期	H27.7月	H27.3月	H28.3月	H28.3月
整備方式	競争入札	買取方式	ECI方式	



(3) 復興交付金の活用実績

D-4 災害公営住宅整備事業等（東町地区）

復興交付金 事業名称	D-4-1 須賀川市災害公営住宅整備事業（東町）
担当課	建設部建築住宅課
事業費	631,331千円（内国費 552,414千円） （内訳：用地費 60,345千円、調査設計費 35,167千円、工事費 534,728千円、補償費 1,091千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金[補助率87.5%] 東日本大震災復興特別交付税
整備概要	<p>当該地区事業においては、鉄筋コンクリート造3階建てをL字型に配置し、勾配屋根とダークブラウンの外観は、周囲の環境や景観と調和するデザインとしました。</p> <p>住居ごとに色を変えた玄関扉、ゆとりのある開放廊下や大きな土間玄関など、高齢者も安心して生活できる造りとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備戸数：21戸 ・構造：RC造3階建 ・入居開始：平成27年7月 ・整備手法：競争入札
事業期間	平成24年度～平成27年度



工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
不動産鑑定評価	■									
用地取得		■	■							
測量調査、地質調査			■							
新築工事				■	■	■	■			
引渡							■			

D-4 災害公営住宅整備事業等（南町地区）

復興交付金 事業名称	D-4-2 須賀川市災害公営住宅整備事業（南町）
担当課	建設部建築住宅課
事業費	213千円（内国費 187千円） （内訳：不動産鑑定費 213千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率87.5%] 東日本大震災復興特別交付税
整備概要	当該地区事業においては、不動産鑑定評価を実施し、20戸の整備を目指しましたが、土地所有者の合意が得られなかったため、事業を中止しました。
事業期間	平成24年度

工程

事業内容		年度																		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2										
不動産鑑定評価		■																		

D-4 災害公営住宅整備事業等（馬町地区）

復興交付金 事業名称	D-4-3 須賀川市災害公営住宅整備事業（馬町）
担当課	建設部建築住宅課
事業費	212,924千円（内国費 186,308千円） （内訳：用地費 37,486千円、調査費 5,878千円、住宅購入費169,560千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率87.5%] 東日本大震災復興特別交付税
整備概要	当該地区事業においては、民間事業者の提案による方法で整備する「公募買取型災害公営住宅」とし、適切なコストによる事業実施と工期短縮を図りました。 整備戸数：3棟（5戸、4戸、2戸 計11戸） 構造：木造2階建 入居開始：平成27年3月 整備手法：公募買取方式（公募買取型プロポーザル競技）
事業期間	平成25年度～平成26年度



工程

事業内容 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地質調査、測量調査		■							
整備方針決定			■						
事業プロポーザル競技			■						
事業候補者の決定			■						
新築工事			■	■					
買取検査の実施、引渡				■					

D-4 災害公営住宅整備事業等（弘法坦地区）

復興交付金 事業名称	D-4-4 須賀川市災害公営住宅整備事業（弘法坦）
担当課	建設部建築住宅課
事業費	1,315,693千円（内国費 1,151,231千円） （内訳：用地費 99,843千円、調査設計費 36,671千円、工事費 1,166,966千円、補償費 12,213千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率87.5%] 東日本大震災復興特別交付税
整備概要	当該地区事業においては、山寺北地区災害公営住宅整備事業と合わせ、一括契約によりECI方式（技術提案・交渉方式「技術協力・施工タイプ」）による整備を進め、コストの縮減と工期の短縮を図りました。 整備戸数：45戸 構造：RC造一部S造6階建 入居開始：平成28年3月 整備手法：ECI方式
事業期間	平成25年度～平成27年度



～ECI(技術提案・交渉方式 「技術協力・施工タイプ」)～

基本設計が終わった時点で、施工予定者をプロポーザル方式で公募・決定することにより、事業期間の短縮と事業費の縮減を図る方式。

災害公営住宅としては、須賀川市が初めて採用した。

Early Contractor Involvementの略

工程

事業内容	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
不動産鑑定評価			■							
物件調査、測量設計			■							
用地取得			■	■						
整備方針決定				■						
設計業務委託				■	■					
新築工事					■	■	■			
引渡										■

D-4 災害公営住宅整備事業等（山寺北地区）

復興交付金 事業名称	D-4-5 須賀川市災害公営住宅整備事業（山寺北）
担当課	建設部建築住宅課
事業費	656,886千円（内国費 574,775千円） （内訳：調査設計費 29,556千円、工事費 627,330千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率87.5%] 東日本大震災復興特別交付税
整備概要	当該地区事業においては、弘法坦地区災害公営住宅整備事業と合わせ、一括契約によりECI方式（技術提案・交渉方式「技術協力・施行タイプ」）による整備を進め、コストの縮減と工期の短縮を図りました。 整備戸数：23戸 構造：RC造一部S造6階建 入居開始：平成28年3月 整備手法：ECI方式
事業期間	平成25年度～平成27年度



工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
不動産鑑定評価		■								
物件調査、測量設計		■	■							
用地取得			■							
整備方針決定				■						
設計業務委託			■	■	■					
新築工事				■	■	■	■			
引渡					■					

D-4 災害公営住宅整備事業等（効果促進事業「災害公営住宅駐車場整備事業」）

復興交付金 事業名称	◆D-4-1-1 須賀川市災害公営住宅駐車場事業
担当課	建設部建築住宅課
事業費	15,550千円（内国費 12,440千円） （内訳：工事費 15,550千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税
整備概要	東町、弘法坦及び山寺北地区の災害公営住宅3箇所について、それぞれの整備戸数に合わせて駐車場を整備しました。 ・東町地区 21台分（平成27年6月完成） ・弘法坦地区 45台分（平成28年3月完成） ・山寺北地区 23台分（平成28年3月完成）
事業期間	平成25年度～平成27年度

（東町地区）



（弘法坦地区）



（山寺北地区）



工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
駐車場整備										

D-5 災害公営住宅家賃低廉化事業

復興交付金 事業名称	D-5-1 須賀川市災害公営住宅家賃低廉化事業 D-5-2 須賀川市災害公営住宅家賃低廉化事業（補助率変更分）																																
担当課	建設部建築住宅課																																
事業費	D-5-1 486,032千円（内国費 425,275千円） D-5-2 24,852千円（内国費 20,710千円）																																
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金[補助率87.5%、変更後83.3%] 東日本大震災復興特別交付税																																
事業概要	<p>本事業は、災害公営住宅入居者の「応能応益方式」による家賃の低廉化に要する経費（補助基本額<近傍同種家賃>と入居者負担基準額<本来家賃>の差額）について、住宅の管理開始から20年間、国が一定の割合を補助し、被災自治体の負担軽減を図る制度です。</p> <p>管理開始から10年間は、復興交付金を活用していましたが、令和2年5月に11年目以降は激甚災害の補助水準とするとの国の方針が示され、国の「東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業」に基づき、低廉化が継続されています。</p> <p>事業区域：東町地区、馬町地区、弘法坦地区、山寺北地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業費（国費）</th> <th>対象世帯数</th> <th>管理開始団地名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>25,349千円</td> <td>31世帯</td> <td>東町、馬町</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>80,426千円</td> <td>83世帯</td> <td>弘法坦、山寺北</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>81,876千円</td> <td>81世帯</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>78,119千円</td> <td>80世帯</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>100,494千円</td> <td>78世帯</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>59,011千円</td> <td>72世帯</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>425,275千円</td> <td>425世帯</td> <td>計4団地</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業費（国費）	対象世帯数	管理開始団地名	H27	25,349千円	31世帯	東町、馬町	H28	80,426千円	83世帯	弘法坦、山寺北	H29	81,876千円	81世帯	－	H30	78,119千円	80世帯	－	R1	100,494千円	78世帯	－	R2	59,011千円	72世帯	－	合計	425,275千円	425世帯	計4団地
年度	事業費（国費）	対象世帯数	管理開始団地名																														
H27	25,349千円	31世帯	東町、馬町																														
H28	80,426千円	83世帯	弘法坦、山寺北																														
H29	81,876千円	81世帯	－																														
H30	78,119千円	80世帯	－																														
R1	100,494千円	78世帯	－																														
R2	59,011千円	72世帯	－																														
合計	425,275千円	425世帯	計4団地																														
事業期間	平成27年度～令和2年度																																

工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
家賃低廉化										

D-6 東日本大震災特別家賃低減事業

復興交付金 事業名称	D-6-1 須賀川市東日本大震災特別家賃低減事業		
担当課	建設部建築住宅課		
事業費	51,255千円（内国費 38,439千円）		
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率87.5%] 東日本大震災復興特別交付税		
事業概要	<p>災害公営住宅入居者のうち、特に所得の少ない被災者について、家賃を一定期間、入居者が無理なく負担し得る水準まで低減することにより、被災者の居住の安定及び被災地の復興の促進に資することを目的とする制度です。低減するための経費の一部に10年間復興交付金を活用しました。</p> <p>なお、令和2年5月に、激変緩和措置としてさらに10年間、補助が継続されることにより、現在も低減措置が継続されています。</p>		
	年度	事業費（国費）	対象世帯数
	H27	2,688千円	24世帯
	H28	6,131千円	63世帯
	H29	6,944千円	68世帯
	H30	7,411千円	65世帯
	R1	8,135千円	64世帯
	R2	7,130千円	65世帯
	合計	38,439千円	349世帯
管理開始団地名	東町、馬町		
	弘法坦、山寺北		
	—		
	—		
	—		
	—		
	計4団地		
事業期間	平成27年度～令和2年度		

工程

事業内容	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	家賃低減									

★F-2 市街地再開発事業（市街地復興効果促進事業）

本市の復興交付金事業計画（P.7）の★F-2-1-1「市街地復興効果促進事業」のうち、災害公営住宅の整備に関連して、次の事業を実施しました。

復興交付金 事業名称	★D-16-1-5 須賀川市災害公営住宅基本計画策定事業 ★D-16-1-11 須賀川市災害公営住宅整備支援業務委託
担当課	建設部建築住宅課
事業費	★D-16-1-5 5,775千円（内国費 4,620千円） ★D-16-1-11 7,031千円（内国費 5,624千円）
活用した主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	★D-16-1-5 須賀川市災害公営住宅基本計画策定支援業務を実施しました。 ★D-16-1-11 「須賀川市災害公営住宅基本計画」（★D-16-1-5）に基づき、須賀川市災害公営住宅整備事業実施推進支援業務を実施しました。
事業期間	平成25年度～平成26年度

復興交付金 事業名称	★D-4-1-1 須賀川市災害公営住宅整備支援業務委託
担当課	建設部建築住宅課
事業費	4,708千円（内国費 3,767千円）
活用した主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率80.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	須賀川市災害公営住宅基本計画（★D-16-1-5事業で実施）に基づき、災害公営住宅整備に係る全体スケジュールの管理等の支援業務を実施しました。
事業期間	平成27年度

5 藤沼湖周辺の再生・整備

大震災により藤沼湖周辺地域は、藤沼ダムの決壊に伴う流出水により、尊い人命が奪われたばかりか、家屋などの流失や多くの農地に被害を及ぼすなど、本市において最も被害を受けた地域の一つであったため、本地域の復旧は喫緊の課題であり、早急に取り組む必要がありました。

また、藤沼湖自然公園は、県内外から年間約10万人が来訪する市西部の観光拠点でしたが、自然公園内の各施設が被災し、長期間の休業を余儀なくされるとともに、長沼地域のコミュニティ拠点である長沼農村環境改善センターについても、施設が使用不能となるなど、早急に復旧する必要がありました。

このため、本市では、被災者の早期の生活再建支援のため、藤沼ダム決壊により被災した地域の復旧・復興を最優先に取り組むとともに、地域や利用者の意向・要望などを反映しながら、自然公園内の藤沼温泉やまゆり荘、ふるさと体験館、コテージ村などのほか、長沼農村環境改善センターや北町集会所などの復旧に取り組み、自然公園内施設については、平成27年4月24日に営業を再開しました。

特に、藤沼ダムの復旧については、福島県による災害復旧、農地防災事業により復旧を図るとともに、市としてもこれら事業との連携を図りながら、復興交付金を活用し、「藤沼湖下流域整備関連事業」などを実施し、決壊により被災した滝・北町・城影地区の3地区に防災公園などを整備しました。



【震災当時：決壊した藤沼ダム】

【藤沼ダム(復旧後)】



【藤沼ダムの概要】

1 藤沼湖の概要

- (1) 築造時期 昭和12年～24年
- (2) 築造事業 県営農業水利改良事業
- (3) 受益面積 837ha
- (4) 貯水量 1,500,000m³（農業用ダム）

2 藤沼ダム決壊関連被災状況

人的被害	死亡者7名／行方不明者1名			
農地被害	約90ha(水田、畑)／取水堰8か所(簀ノ子川)			
公共施設	北町集会所：全壊／歴史民俗資料館北町収蔵庫：全壊			
道路施設 (市所管の道路・橋梁)	寺前橋：流失／向田橋：上部工の一部流失／その他橋梁：滝地内流失 市道損壊：5路線／林道損壊：戸渡・藤沼線 L=218m			
家屋被害	被害状況	滝地区	北町・城影地区	計
	流失及び全壊家屋	7戸(14人)	15戸(48人)	22戸(62人)
	床上浸水	3戸	29戸	32戸
	床下浸水	6戸	63戸	69戸
	計	16戸	107戸	123戸

3 復旧状況

- 平成25年10月 学識経験者3名からなる「福島県藤沼ダム復旧委員会」（平成23年8月福島県設置）による耐震性能の検証等を経て、本堤及び副堤の復旧工事に着工。
- 平成29年 1月 試験湛水を実施
3月 藤沼ダム復旧工事竣工
4月 農業用水の供給再開
- 令和3年 2月 「福島県藤沼ダム復旧委員会」において、復旧再建した堤体は、東日本大震災と同規模の地震に対しても高い安全性を保つとの最終的な評価を得た。

【福島県復旧事業費】（「藤沼ダム 復旧・再建のあしあと」（福島県農村基盤整備課）より）

事業名	実施期間 (年度)	総事業費 (千円)	内容
災害復旧事業	H24～H28	5,237,197	ダム本体（本堤、副堤）、取水施設、取水トンネル、護岸工
農地防災事業	H25～H30	1,503,667	洪水吐工、取水施設操作設備電動化、観測設備（浸透水観測施設、水位計、地震計等）、警報設備（サイレン等）、管理施設（管理棟、監視カメラ等）
計		6,740,864	

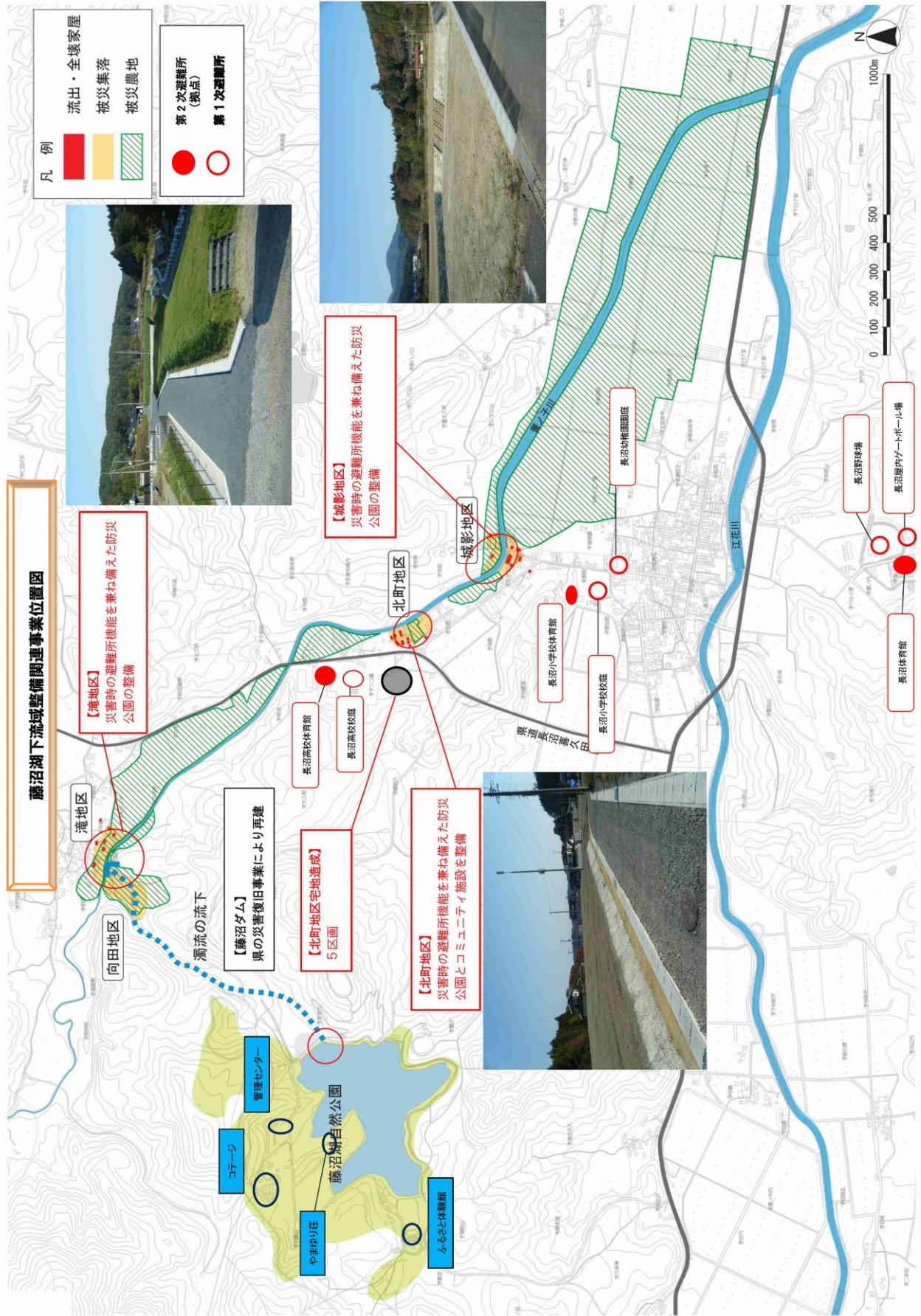
【「市震災復興計画」抜粋】

藤沼湖えん堤決壊による被災者の生活再建支援として、市の支援金や国の災害援助法に基づく被災者生活再建支援金制度などを活用するとともに、須賀川市災害対策本部内に設置した「藤沼湖決壊対策チーム」を中心に、今後の被災者の生活再建に向けた取組について支援します。

藤沼湖については、農業用ため池としての機能を有しているため、国の農地災害復旧事業により対応するとともに、国の経営再建支援制度や東日本大震災農業生産対策交付金などを活用しながら、早期に営農が再開できるよう支援します。

藤沼湖自然公園については、県内外から年間10万人に及び来訪者が訪れる、本市西部地区の観光拠点となっているため、被災地域の復旧・復興を最優先に取り組み傍ら、地域の意向や利用者の要望などを十分に反映させ再生していきます。

周辺施設全体の管理運営方法については、抜本的な見直しを行うなど、検討を進めます。



(1) 復興交付金の活用実績

C-1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(長沼農村環境改善センター復旧工事)

復興交付金 事業名称	C-1-1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業）
担当課	産業部農政課（事業実施時点）
事業費	57,325千円（内国費 42,994千円） （内訳：設計業務委託 1,732千円、工事費 55,593千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率87.5%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	長沼農村環境改善センター（昭和60年建築）復旧工事 ・工事内容：建屋本体、合併浄化槽、受電施設及び西側法面復旧工事
事業期間	平成24年度～平成25年度

【被害状況】



【工事完了後全景】



工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
復旧設計・調査等	■									
合併浄化槽復旧工事		■								
建屋本体復旧工事		■	■							
受電施設復旧工事		■	■							
外構復旧工事				■						

C-2 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(やまゆり荘復旧工事)

復興交付金 事業名称	C-2-1農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(やまゆり荘)
担当課	産業部農政課(事業実施時点)
事業費	287,847千円(内国費 215,885千円) (内訳:調査業務委託 6,149千円、設計業務委託 5,671千円、工事費 270,389千円、工事監理業務委託 5,638千円)
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率75.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	藤沼温泉やまゆり荘(平成6年4月建築)復旧工事 ・工事内容:建屋本体、法面、駐車場等復旧工事
事業期間	平成24年度~平成26年度

【被害状況】



【工事完了後全景】



工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
測量・地質調査		■	■							
設計業務		■	■							
本体建築主体工事			■	■	■					
電気設備工事			■	■	■					
機械設備工事			■	■	■					
宅盤復旧工事			■	■	■					

C-2 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（ふるさと体験館復旧工事）

復興交付金 事業名称	C-2-2 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 （ふるさと体験館）
担当課	産業部農政課（事業実施時点）
事業費	85,853千円（内国費：64,390千円） （内訳：調査業務委託 7,246千円、設計業務委託 1,511千円、工事費 76,419千円、工事監理業務委託 677千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率75.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	ふるさと体験館（平成23年3月※供用開始前に被災）復旧工事 ・工事内容：建屋本体、法面等復旧工事
事業期間	平成24年度～平成26年度

【被害状況】



【工事完了後全景】



工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
測量・地質調査		■	■							
設計業務		■	■							
宅盤復旧工事				■	■	■	■			
災害復旧工事				■	■	■	■			

C-2 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業(コテージ及び管理センター復旧工事)

復興交付金 事業名称	C-2-3 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 （コテージ外）
担当課	産業部農政課（事業実施時点）
事業費	103,897千円（内国費 77,922千円） （内訳：調査業務委託 2,151千円、設計業務委託 6,735千円、 工事費 91,692千円、工事監理業務委託 3,319千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率75.0%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	コテージ（平成7年4月建築）復旧工事 管理センター（平成7年4月建築）復旧工事
事業期間	平成24年度～平成26年度

【被害状況】



【コテージ復旧後】



【管理センター復旧後】



工程

事業内容 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地質調査		■							
設計業務		■	■						
コテージ災害復旧工事			■	■					
管理センター災害復旧工事			■	■					
コテージ通り路面復旧工事			■	■	■				

C-9 木質バイオマス施設等緊急整備事業（長沼北町コミュニティセンター整備事業）

復興交付金 事業名称	C-9-1木質バイオマス施設等緊急整備事業（北町集会所整備事業）
担当課	産業部農政課（事業実施時点）
事業費	45,770千円（内国費 34,327千円） （内訳：調査・設計業務委託 5,943千円、工事費 39,827千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金【補助率87.5%】 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	集会施設建築及び外構整備工事
事業期間	平成25年度～平成27年度

【被害状況】



【完成後の長沼北町コミュニティセンター】



～施設の名称について～

令和5年4月から名称が「須賀川市長沼北町コミュニティセンター」から「須賀川市きたまち絆会館」に変更となりました。

工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
実施設計業務		■	■							
地質調査			■							
集会施設建築工事				■	■	■				

C-2 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（藤沼湖下流域防災公園整備）

復興交付金 事業名称	◆C-2-1-1 藤沼湖下流域整備関連事業
担当課	産業部農政課（事業実施時点）
事業費	389,957千円（内国費 311,965千円） （内訳:調査・設計業務委託 16,592千円、工事費 245,465千円、 用地費127,900千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金 [補助率87.5%] 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	藤沼ダムの決壊により被災した滝・北町・城影地区の3地区については、災害が起きた場合の一次避難場所として、平常時は地元住民の交流促進を図る広場として、防災機能を備えるとともに、犠牲者に対する追悼の場としての広場を整備しました。 【防災公園の概要】 ・滝地区（整備面積 0.8ha） ・北町地区（整備面積 1.0ha） ・城影地区（整備面積 0.8ha）
事業期間	平成25年度～平成29年度

【被害状況】
（北町地区）



（滝地区）



（城影地区）



【防災公園整備後】
（北町地区）



（滝地区）

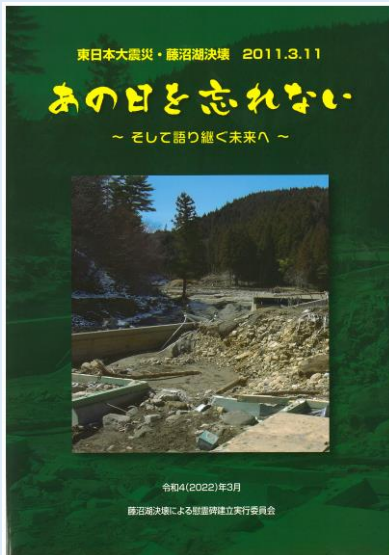


（城影地区）



工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
地域の合意形成、 公園用地取得等			■	■	■	■	■	■	■	■
実施設計			■	■						
測量業務			■							
境界復元測量				■	■	■				
粗造成工事					■	■	■			
公園整備工事						■	■	■		
公園施設整備工事							■	■	■	



～「慰霊碑」建立と記録誌の発行～

地元行政区長などで構成する「藤沼湖決壊による慰霊碑建立実行委員会」により、令和2年12月に滝防災公園内に慰霊碑が建立されるとともに、令和4年3月には、藤沼湖決壊の記録誌「あの日を忘れない～そして語り継ぐ未来へ～」が発刊されました。

～慰霊碑建立の趣旨～

東日本大震災と藤沼湖決壊の被災状況や復興を後世に伝え、地域防災の意識の普及と犠牲になられた方々の「生きた証」を慰霊碑に刻み、今後の防災減災に役立たせる。

犠牲者を供養し、地域居住者等のみならず全国に対して災害の恐ろしさを伝え、後世へ伝承し風化させず、二度とこのような災害が起こらないことを祈念する。

(「あの日を忘れない～そして語り継ぐ未来へ～」より抜粋)



6 大黒池における防災機能強化の取り組み

(1) 大黒池の埋め立て

大震災により大黒池のえん堤の役割を担っていた市道の一部が崩落するとともに、隣接する第一小学校屋外運動場の一部が滑落するなど甚大な被害が生じ、今後、大黒池を起因とする災害が生じた場合、周辺地域に及ぼす影響が大きいため、大黒池及びその周辺地域の防災機能の強化を早期に図る必要がありました。

大黒池は、市中心部に近接して位置する貯水量約10万トンを有する農業用ため池として利用されてきましたが、その受益地域は近年の市街化により減少し続けており、農業用ため池としての役割はほぼ終わっている状況にありました。

このため、雨水管路等の整備と併せて埋め立てを行い、立地特性等を生かして、災害時における物資等受入拠点などの機能を兼ね備えた防災広場として整備することとなりました。

(2) 大黒池防災広場の整備

大黒池の整備では、大震災により甚大な被害を受けた市街地中心部における防災・減災の観点から、市街地再開発事業と併せて実施することとしたため、復興交付金「市街地再開発事業」の「効果促進事業」を活用し、埋め立てによる防災広場整備のほか、第一小学校の災害復旧事業と連携を図りながら、大黒池のえん堤の役割を担っていた市道の復旧にも取り組みました。

防災広場の整備にあたっては、災害時の救援物資や大規模災害派遣部隊（自衛隊等）の受入・中継拠点としての機能のほか、平常時には、地域住民の憩いの場として一般利用が可能な防災公園としました。

整備後の大黒池防災公園には、ドックランを併設するなど一般の利用者に開放しているため、各種イベントが開催されるとともに、台風等に備えて、市民に無料で土のうを配布するための「土嚢ステーション」の設置場所等として活用されています。

【被害状況(市立第一小学校)】



【被害状況(大黒池えん堤)】



(3) 復興交付金の活用実績

★F-2 市街地再開発事業（市街地復興効果促進事業）

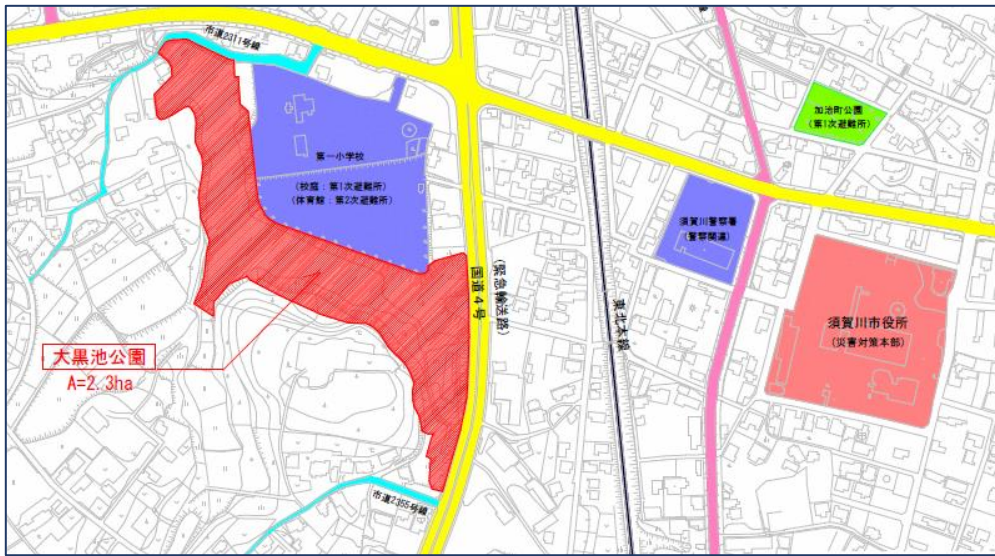
大黒池の整備については、市街地再開発事業の効果促進事業のほか、復興交付金事業計画（P.7）の★F-2-1-1「市街地復興効果促進事業」のうち、大黒池防災広場の整備に関連して、次の事業を実施しました。

復興交付金事業名称	<ul style="list-style-type: none"> ◆D-16-1-1 大黒池埋立調査設計委託事業 ◆D-16-1-4 大黒池整備事業（大黒池の埋立及び防災広場整備事業） ★D-16-1-7 大黒池防災広場基本計画策定事業 ★D-16-1-18 大黒池防災広場実施計画策定事業 ★D-16-1-21 大黒池防災広場整備事業
担当課	建設部下水道課、都市整備課（事業実施時点）
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ◆D-16-1-1 16,800千円（内国費 13,440千円） ◆D-16-1-4 1,143,658千円（内国費 914,926千円） ★D-16-1-7 3,846千円（内国費 3,076千円） ★D-16-1-18 19,742千円（内国費 15,793千円） ★D-16-1-21 299,803千円（内国費 239,842千円）
活用した主な財源	東日本大震災復興交付金〔補助率80.0%〕 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆D-16-1-4大黒池整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水幹線等整備及び埋立工事 全整備面積 2.9ha 雨水幹線 管渠 L=約500m ★D-16-1-21大黒池防災広場整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点としての機能整備（災害派遣部隊の受入拠点、救援物資の受入・中継拠点、ボランティアの受入拠点、緊急車両駐車場） ・整備面積 2.2ha
事業期間	平成24年度～平成29年度

工程

事業内容	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
埋立実施設計		■	■							
埋立測量調査・地質調査		■	■							
函渠・埋立・地盤改良工事			■	■	■	■				
防災広場基本計画策定				■	■					
防災広場実施設計等					■	■	■			
用地取得						■				
管渠・雨水調整設備設置							■	■	■	
暗渠工事等							■	■	■	
駐車場・四阿設置工事								■	■	

【事業区域】(事業実施時点)



【国道4号側駐車場からの防災公園】



7 造成宅地滑動崩落緊急対策事業

大震災により岩淵字池下地内において、盛土造成地の積擁壁等に破断や崩落等の被害が発生したため、平成25年6月4日に宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域として、県による指定を受けました。（被災区域約5,400㎡）

被災地域は、造成団地の南側に位置し、積ブロックや重力式擁壁などの構造物が設置されていましたが、倒壊やクラック等が生じており、隣接する市道4222号線を塞ぐなどの影響があったため、防災上の観点から盛土造成地の擁壁の復旧を行うとともに、滑動崩落対策工事を実施しました。

なお、造成宅地防災区域の指定については、滑動崩落対策工事が平成26年7月末に完了したため、同年11月4日に解除されました。

【事業区域図】



(1) 復興交付金の活用実績

D-14 造成宅地滑動崩落緊急対策事業（岩淵地区）

復興交付金 事業名称	D-14-1 須賀川市造成宅地滑動崩落緊急対策事業
担当課	建設部都市整備課（事業実施時点）
事業費	72,000千円（内国費 54,000千円） （内訳：設計調査費 9,047千円、工事費 62,953千円）
活用した 主な財源	東日本大震災復興交付金【補助率87.5%】 東日本大震災復興特別交付税
事業概要	事業区域：岩淵字池下地内 「池下団地」 対象区域の盛土高さ7m、盛土前の地盤面勾配22度 対象戸数：10戸
事業期間	平成24年度～平成26年度

【被害状況】



【工事完了後】



工程

事業内容	年度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
地区住民の合意形成等	■	■	■							
調査、測量、設計		■	■	■						
災害復旧工事		■	■	■	■					
対策工事			■	■	■					

第4章 資料集

東日本大震災に係る復興まちづくりの推進に向けた覚書

福島県須賀川市と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災に係る復興まちづくりの推進に向けた覚書

福島県須賀川市(以下「甲」という。)と独立行政法人都市再生機構(以下「乙」という。)は、相互のパートナーシップを確認し、東日本大震災に係る復興まちづくりを推進するため、次のとおり覚書を交換する。

(相互協力)

第1条 甲及び乙は、福島県須賀川市における復興まちづくりについて相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

(役割分担等)

第2条 乙は、甲が実施する次の各号に掲げる事項について、必要に応じ、協力するものとする。

- 一 復興まちづくり事業計画の策定等
- 二 市庁舎の整備及びその周辺のまちづくりの推進
- 三 その他甲乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、復興まちづくりを円滑かつ効果的に進めるため、前項各号に掲げる事項の実施に関し、必要な情報交換を行うものとする。

3 乙が第1項第1号の規定に基づく協力を行うに当たっては、甲乙間で平成24年3月30日付けで締結した「須賀川市復興まちづくり事業計画策定業務委託」の業務範囲内で行うこととし、第1項第2号及び第3号の規定に基づく協力を行うに当たっては、その具体的な協力内容及び費用負担等について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

(その他)

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月27日

甲 福島県須賀川市
須賀川市長 橋本克也

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
理事長 上西郁夫

須賀川市復興まちづくり推進有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 須賀川市震災復興計画に基づく須賀川市復興まちづくり事業を推進するにあたり、有識者等から広く意見を聴取し、多方面から検討することを目的として、須賀川市復興まちづくり推進有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 須賀川市復興まちづくり事業計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、須賀川市の復興まちづくり事業計画に関すること。

(構成等)

第3条 有識者会議は、委員11名で構成し、設置目的に関する見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び座長代理)

第4条 有識者会議に座長及び座長代理1名を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会議を主宰する。
- 4 座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 座長代理は座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 有識者会議の庶務は、震災復興対策直轄室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営その他必要な事項は、座長が市長と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

須賀川市震災復興推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 東日本大震災により甚大な被害を受けた須賀川市の復旧・復興・発展（以下「復興等」という。）に係る基本方針の策定並びに復興等に向けた施策を内容とする須賀川市震災復興計画（以下「復興計画」という。）の策定及び進捗管理を目的とした須賀川市震災復興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査、審議するとともに意見調整を行う。

- (1) 基本方針の策定に関する事。
- (2) 復興計画の策定に関する事。
- (3) 復興計画の進捗管理に関する事。
- (4) その他復興等に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 推進会議に会長及び副会長を置き、会長には市長、副会長には副市長をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、別表1の名簿登載順により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(策定主任者会)

第6条 会長の指示した事項及び次に掲げる事項を協議するための下部機関として策定主任者会を設置する。

- (1) 復興等に向けた復興計画案の策定に関する事。
- (2) 復興計画の個別施策実施に関わる関係課との調整に関する事。
- (3) 復興計画の進捗状況に関する事。

2 策定主任者会は、別表2に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

3 策定主任者会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

4 策定主任者会において調査及び立案した事項等は、速やかに推進会議に報告する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、策定主任者会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(策定作業班)

第7条 会長が指示した事項及び次に掲げる事項を協議するための下部機関として策定作業班を設置する。

- (1) 復興等に向けた復興計画案の策定に関する事。
- (2) 復興計画策定に必要な資料及び情報の収集並びに関係課との連絡調整に関する事。

2 策定作業班は、別表3に掲げる班長及び班員をもって組織する。

3 策定作業班の会議は、班長が招集し、その議長となる。

4 策定作業班において調査及び立案した事項等は、速やかに策定主任者会に報告する。

5 班長は、必要があると認めるときは、策定作業班の会議に班員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画財政部企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係） 須賀川市震災復興推進会議構成メンバー

役	職	職	名
会	長	市	長
副	会 長	副	市 長
委	員	教	育 長
委	員	企 画 財 政	部 長
委	員	行 政 管 理	部 長
委	員	生 活 環 境	部 長
委	員	健 康 福 祉	部 長
委	員	産 業	部 長
委	員	建 設	部 長
委	員	水 道	部 長
委	員	議 会 事 務	局 長
委	員	会 計 管 理	者
委	員	教 育	部 長
委	員	長 沼 支 所	長
委	員	岩 瀬 支 所	長

別表2（第6条関係） 策定主任者会メンバー

役	職	職	名
委	員 長	企 画 財 政	課 長
委	員	行 政 管 理	課 長
委	員	道 路 河 川	課 長
委	員	都 市 整 備	課 長
委	員	建 築 住 宅	課 長
委	員	下 水 道	課 長
委	員	社 会 福 祉	課 長
委	員	健 康 づ くり	課 長
委	員	農 政	課 長
委	員	商 工 労 政	課 長
委	員	観 光 交 流	課 長
委	員	生 活	課 長
委	員	環 境	課 長
委	員	教 育 総 務	課 長
委	員	学 校 教 育	課 長
委	員	文 化 ・ ス ポ ー ツ	課 長
委	員	水 道 部 営 業	課 長
委	員	長 沼 支 所 地 域 づ くり	課 長
委	員	岩 瀬 支 所 地 域 づ くり	課 長

別表3(第7条関係) 策定作業班メンバー

役	職	職 名
班	長	企 画 財 政 課
班	員	行 政 管 理 課
班	員	道 路 河 川 課
班	員	都 市 整 備 課
班	員	建 築 住 宅 課
班	員	下 水 道 課
班	員	社 会 福 祉 課
班	員	健 康 づ く り 課
班	員	農 政 課
班	員	商 工 労 政 課
班	員	観 光 交 流 課
班	員	生 活 課
班	員	環 境 課
班	員	教 育 総 務 課
班	員	学 校 教 育 課
班	員	文 化 ・ ス ポ ー ツ 課
班	員	水 道 部 営 業 課
班	員	長沼支所地域づくり課
班	員	岩瀬支所地域づくり課

須賀川市震災復興対策直轄室設置規程

平成24年3月12日訓令第1号

(設置)

第1条 須賀川市行政組織規則（平成22年須賀川市規則第8号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、市長の命を受け、須賀川市震災復興計画に位置付けられている重点プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）について総合的かつ迅速に推進することを目的として、須賀川市震災復興対策直轄室（以下「直轄室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 直轄室が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) プロジェクトの総合的な調整及び推進に関すること。
- (2) 市庁舎及び総合福祉センターの再建に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 市街地中心部の再生及び活性化に係る総合調整（各課が所掌する事務を除く。）に関すること。
- (4) 前3号に規定する事務に係る国、県その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他設置の目的を達成するために必要な事務（各課が所掌する事務を除く。）に関すること。

(組織)

第3条 直轄室は、室長、次長その他の職員で構成する。

2 室長は部長相当職とし、次長は課長相当職とする。

(職務)

第4条 室長は、直轄室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、室長の職務遂行を補佐する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、直轄室の事務を処理する。

(専決事項)

第5条 直轄室の事務の専決事項については、須賀川市財務規則（昭和41年須賀川市規則第12号）第4条及び別表第1並びに須賀川市事務決裁規程（平成22年須賀川市訓令第6号）第4条及び別表第1の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「部長」とあるのは「室長」と、「課長」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

須賀川市原子力災害対策直轄室設置規程

平成23年12月28日訓令第11号

(設置)

第1条 須賀川市行政組織規則（平成22年須賀川市規則第8号。以下、「規則」という。）第7条の規定に基づき、市長の命を受け、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害に対する対策を総合的かつ迅速に推進し、市民の安全及び安心の確保を図り、及び複数の部の原子力災害に係る特に重要な事務を掌理するため須賀川市原子力災害対策直轄室（以下「直轄室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 直轄室は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 原子力災害に係る対策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 放射線対策に係る除染計画の策定に関すること。
- (3) 規則第11条から第16条までの規定及び第26条、並びに須賀川市教育委員会事務局設置規則（平成22年教育委員会規則第1号）第3条から第5条までに規定する各課の分掌事務に掲げる所管施設等以外の除染に関すること。
- (4) 国、県その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他設置の目的を達成するために必要な事務（各課で所掌している事務を除く。）

(組織)

第3条 直轄室は、室長、次長、その他の職員（以下「構成員」という。）で構成する。

2 室長は、部長相当職とし、次長は、課長相当職とする。

(職務)

第4条 室長は、直轄室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、室長の職務遂行を補佐する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、直轄室の事務を処理する。

(専決事項)

第5条 直轄室の事務の専決事項については、須賀川市財務規則（昭和41年須賀川市規則第12号）第4条及び別表第1並びに須賀川市事務決裁規程（平成22年須賀川市訓令第6号）第4条及び別表第1の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「部長」とあるのは「室長」と、「課長」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

須賀川市東日本大震災復興交付金基金条例

平成24年3月9日条例第2号

(設置)

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第1項に基づき復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、須賀川市東日本大震災復興交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する復興交付金事業等の実施に要する財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

須賀川市復興交付金事業計画評価委員会要綱

(設置)

第1条 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「旧法」という。）第83条の規定に基づき、復興交付金事業計画（以下「計画」という。）を評価するため、須賀川市復興交付金事業計画評価委員会（以下「本会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本会は、計画に掲げる目標の達成状況等を調査分析し、事業実施主体として評価を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、企画政策部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表の者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 第2条の目的を達成するため、委員長が会議を招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の代理出席を可能とし、その過半数の出席で成立するものとする。
 - 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
 - 4 委員の代理出席が困難な場合は、議事について書面をもって意見を表明し、議決権を行使することができる。

(庶務)

第5条 本会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(公表)

第6条 会議に付された計画等の評価結果は、須賀川市ホームページ等への掲載により公表する。

(解散)

第7条 第2条の目的を達成し、東日本大震災復興交付金制度要綱第10の3に基づき、計画の評価結果を内閣総理大臣に報告し、公表した後に本会は解散するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年8月17日から施行する。

(第3条 別表)

役	職	委	員
委	員	長	企 画 政 策 部 長
委	員	員	行 政 管 理 課 長
委	員	員	財 政 課 長
委	員	員	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長
委	員	員	文 化 振 興 課 長
委	員	員	観 光 交 流 課 長
委	員	員	市 民 交 流 セ ン タ ー 総 務 課 長
委	員	員	道 路 河 川 課 長
委	員	員	都 市 計 画 課 長
委	員	員	建 築 住 宅 課 長
委	員	員	農 政 課 長
委	員	員	商 工 課 長
委	員	員	下 水 道 施 設 課 長

年表(須賀川市復興交付金事業計画事業の完了まで)

日付	主なできごと	復興交付金事業に関するできごと (復興交付金配分は申請した回のみ記載)
平成23 (2011) 年		
3月11日	<p>午後2時46分、太平洋三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)が発生</p> <p>本市では最大震度6強を観測し、市災害対策本部を市体育館内に設置</p> <p>長沼地域の藤沼ダムが決壊して大規模な水害が発生</p>	
4月4日	市体育館に震災の被害に対する総合相談窓口を開設	
4月7日	長渕剛氏からのメッセージ(散文詩)受領	
4月11日	「すかがわさいがいエフエム」が放送開始	
5月9日	分散した行政機能への交通手段として「循環バス」の運行を開始	
5月11日	天皇皇后両陛下(当時)行幸啓	
5月25日	岩瀬支所(現岩瀬市民サービスセンター)前のほ場で「ひまわり咲かそうプロジェクト」が開始	
6月21日	「放射性物質による農畜産物影響セミナー」を市文化センターで実施	
7月1日	市震災復興推進会議の設置	
7月中旬	市ホームページで「須賀川市放射線マップ」を公開	
8月6日	平野達男復興担当大臣(当時)が被災現場を視察	
8月29日	市放射性物質除染方針を策定	
8月30日	各公民館において、放射線量計の貸し出しを開始	
9月6日	妊婦、就学前幼児、小・中学生、高校生を対象に、個人線量の測定を開始(個人線量計の配布)	
9月21日	台風第15号により、釈迦堂川、阿武隈川とも過去最高(当時)の水位を記録 家屋、事業所の浸水や土砂災害など、甚大な被害を受ける	

日付	主なできごと	復興交付金事業に関するできごと (復興交付金配分は申請した回のみ記載)
9月30日	各町内会・行政区への放射線量計の貸し出しを開始	
10月4日	JA各支店などで農産物等の放射性物質濃度測定事業を開始	
11月3日	神奈川県座間市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結	
11月12日	鎮魂と復興を願い「松明あかし」と「ろうそくあかし」が行われる	
12月20日	市震災復興計画を策定	
12月26日		東日本大震災復興特別区域法施行
平成24(2012)年		
1月1日	市原子力災害対策直轄室の設置	
1月31日	市除染計画(第1版)を策定	
2月10日		復興庁の設置 (平成23年12月16日復興庁設置法施行)
2月16日	北海道長沼町と「災害時における相互応援に関する協定」を締結	
3月2日		復興交付金第1回配分 須賀川市復興交付金事業計画の認定
3月9日		須賀川市東日本大震災復興交付金基金の設置(基金条例公布)
3月11日	東日本大震災犠牲者追悼式を開催	
3月14日	岩瀬公民館でホールボディカウンタ及び食材の放射性物質検査の実施	
3月28日	藤沼ダム決壊による被災地復興に関する覚書の調印式が行われる	
3月31日	福島復興再生特別措置法施行	
4月1日	市震災復興対策直轄室の設置	
5月25日		復興交付金第2回配分
5月28日	石の花コミュニティセンターで除染事業の説明会を開催	
6月1日	市復興まちづくり推進有識者会議の設置	

日付	主なできごと	復興交付金事業に関するできごと (復興交付金配分は申請した回のみ記載)
6月29日	市体育館内設置「総合相談窓口」閉鎖 分散した行政機能を市役所仮設庁舎などに集約	
7月20日	いわせニュータウンで除染を開始	
7月27日	独立行政法人都市再生機構と「東日本大震災に係る復興まちづくりの推進に向けた覚書」を締結	
7月27日	屋内こども遊び場「すかがわキッズパーク」が労働福祉会館内にオープン	
8月24日		復興交付金第3回配分
11月30日		復興交付金第4回配分
平成25(2013)年		
3月8日		復興交付金第5回配分
3月25日	被災した市庁舎と第一小学校校舎の解体工事が完了	
5月5日	須賀川牡丹園で本市と「M78星雲 光の国」が姉妹都市提携	
6月4日	県による宅地造成等規制法に基づく「造成宅地防災区域」(岩淵字池下地内)指定	
6月25日		復興交付金第6回配分
7月7日	JR須賀川駅前に「M78星雲 光の国」姉妹都市提携記念モニュメントを設置	
7月19日	市博物館で特別展「特撮ヒーロー飛翔展」開始、仮想都市「すかがわ市M78光の町」住民登録と住民票発行を開始	
7月29日	市地域防災計画(概要版)を作成し、各世帯に配付	
8月5日	市内66事業所と福祉避難所設置のための協定を締結	
8月29日	NP0法人コメリ災害対策センターと「災害時における生活物資等の供給協力に関する協定」を締結	
10月27日	東日本大震災の影響で中止していた「ながめま一周駅伝競走大会」を3年ぶりに開催	
11月29日		復興交付金第7回配分

日付	主なできごと	復興交付金事業に関するできごと (復興交付金配分は申請した回のみ記載)
平成26(2014)年		
3月7日		復興交付金第8回配分
3月28日	市中心市街地活性化基本計画が国の認定を受ける	
4月1日	市同報系防災行政無線を開局し、市内全域197か所に設置	
6月24日		復興交付金第9回配分
7月11日	中央体育館がオープン	
8月23日	大阪府豊中市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結	
8月28日	新庁舎建設工事に着工	
11月4日	県による宅地造成等規制法に基づく「造成宅地防災区域」(岩淵字池下地内)指定の解除	
12月25日	いわせ多目的グラウンドがオープン	
平成27(2015)年		
1月23日	神奈川県座間市との防災協定による防災訓練を実施	
2月27日		復興交付金第11回配分
3月1日	松明通りにウルトラヒーローと怪獣のモニュメント4体を設置	
3月19日	災害公営住宅「馬町団地」が竣工、入居開始	
4月24日	藤沼温泉「やまゆり荘」が営業を再開	
6月25日		復興交付金第12回配分
7月1日	災害公営住宅「東町団地」が竣工、入居開始	
8月1日	埼玉県朝霞市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結	
8月25日	第一小学校新校舎が完成、新校舎で2学期がスタート	
10月23日	長沼中学校統合50周年・新校舎落成記念式典を開催	

日付	主なできごと	復興交付金事業に関するできごと (復興交付金配分は申請した回のみ記載)
平成28(2016)年		
1月27日	株式会社アクアテクノ須賀川と災害時応援協力に関する協定を締結	
2月29日		復興交付金第14回配分
3月28日	松明通りウルトラヒーロー街路灯点灯式を開催	
3月30日	災害公営住宅「弘法坦団地」「山寺北団地」が竣工 (災害公営住宅全100戸の整備が完了)	
4月1日	市町会所会館条例施行(3月25日公布)	
8月26日	須賀川歯科医師会及び須賀川薬剤師会と災害時の医療救護活動等に関する協定を締結	
12月1日		復興交付金第16回配分(変更承認)
平成29(2017)年		
1月18日	藤沼ダム湛水式を開催し試験湛水を開始	
1月29日	仮想都市「すかがわ市M78光の町」住民登録が1万人を突破	
2月28日		復興交付金第17回配分
3月26日	今村雅弘復興担当大臣(当時)が藤沼ダムを視察	
3月30日	新庁舎落成式を開催	
4月24日	藤沼ダム農業用水の供給再開	
5月8日	新庁舎開庁	
6月25日	藤沼湖自然公園で「奇跡のあじさい」植樹祭を開催	
8月3日	住宅地からの除去土壌の搬出を開始	
8月24日	長沼地域の北町防災公園で震災復興記念モニュメント除幕式を開催	
11月18日	第二小学校創立110周年・新校舎落成記念式典を開催	

日付	主なできごと	復興交付金事業に関するできごと (復興交付金配分は申請した回のみ記載)
平成30(2018)年		
1月29日		農林水産省所管事業の完了実績報告
2月28日		復興交付金第20回配分(変更承認)
3月11日	「大震災と藤沼湖の記憶をつなぐつどい2018」を開催	
4月1日	大黒池防災公園の供用開始	
4月6日	小中一貫教育校稲田学園が開校	
4月21日	市民交流センター落成式を開催	
11月12日	株式会社こぷろ須賀川と「災害時における放送要請及び緊急放送等に関する協定」を締結	
11月30日		復興交付金第22回配分(変更承認)
平成31・令和元(2019)年		
1月11日	市民交流センターtetteオープン ウルトラFM開局	
2月28日		復興交付金第23回配分(変更承認)
3月18日	第2期市中心市街地活性化基本計画が国の認定を受ける	
4月1日	市役所防災広場の供用開始	
10月12日	令和元年東日本台風により、釈迦堂川、阿武隈川が氾濫し過去最大規模の水害発生 家屋の浸水被害は、過去に例を見ない規模となるなど、甚大な被害を受ける	
11月29日		復興交付金第25回配分(変更承認)
令和2(2020)年		
2月28日		復興交付金第26回配分(変更承認)
4月16日	新型コロナウイルス感染症の影響により、全国に緊急事態宣言が拡大される (県は5月14日に解除)	
5月31日	令和元年東日本台風で決壊した阿武隈川堤防(浜尾遊水地西側)本復旧工事が完了	
6月26日		復興交付金第27回配分
7月1日	洪水・土砂災害ハザードマップを改訂	

日付	主なできごと	復興交付金事業に関するできごと (復興交付金配分は申請した回のみ記載)
7月16日	市職員による避難所設営訓練の実施	
9月1日	地域外来(発熱外来)を緑の広場で開設	
9月27日	新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた市防災訓練の実施	
9月下旬	令和2年産米から米の放射性物質検査の対象を全量全袋検査から抽出(モニタリング)検査に移行	
10月5日	令和元年東日本台風で浸水被害を受けた第一保育所が再開	
10月9日	風流のはじめ館がオープン	
11月3日	須賀川特撮アーカイブセンターがオープン	
12月3日	tette来館者が100万人を突破	
令和3(2021)年		
2月13日	福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の余震が発生。本市では最大震度6弱を観測	
2月26日		復興交付金第28回配分(変更承認)
3月11日	藤沼ダム決壊による慰霊碑除幕式を開催	
3月31日		須賀川市復興交付金基金の廃止 家賃低減・低廉化事業が完了し、須賀川市復興交付金事業計画のすべての事業が完了
8月17日		市復興交付金事業計画評価委員会開催
10月4日		「市復興交付金事業計画の実績に関する評価」に係るパブリックコメントの実施 (~10月18日まで実施 提出意見5件)
10月26日		市復興交付金事業計画評価委員会開催
11月22日		国へ市復興交付金事業計画の実績に関する評価を提出 市ホームページに公表

あしがきにかえて

あの日の衝撃、そしてその後、数年に及ぶ激闘の記憶は、私の中から生涯消えることはないだろうと思います。

東日本大震災は、私が市長に就任して2年半が経過した頃に発生しました。

千年に一度と言われる巨大地震によって、災害対策の拠点となるべき市役所庁舎を失い、多くのインフラが破壊されました。

職員の多くも被災する中で、人員や物資の不足、情報伝達手段も限られた状況下での対応は困難を極め、かつて経験したことのない非常事態に直面しました。

追い討ちをかけるような福島第一原子力発電所事故の目に見えない恐怖は、人々の喪失感の中に入り込み、その後のあらゆる場面で復旧復興の大きな障壁となり、失意と不安の表情を浮かべる市民の顔が脳裏から離れることはありませんでした。

「今できること、やるべきことは全てやり尽くす。」そう自分に言い聞かせ、被災した市民への支援とライフラインの復旧、原子力災害対策に自問自答を繰り返しながら究極の判断、決断の日々が続きました。

そんな極限状態での対応の中から、私は一筋の光を見出すこととなります。

それは被災した市民同士が助け合う共助の姿でした。標榜してきた協働の理念が、奇しくも未曾有の大災害の発生によってその姿を現してくれたと感じました。

「この思いがあれば私たちは必ず復興することができる。」復興への期待が確信へと変わった瞬間でした。

最大の危機を最大のチャンスに変えることは、簡単な道のりではありませんでしたが、私たち自身の心の持ち方を変えていくことで、必ず道は開けることを実感しています。

そして、多くのものを失った私たちが目指すのは、単なる復興ではなく創造的復興でなければなりません。国の支援等を最大限効果的に活用しながら、意思決定のスピードと精度を上げることで目指すまちづくりに資することを目標に掲げ、関係機関の理解を得るためにあらゆる努力を重ねました。

また、復興への願いや優先順位は人によって異なります。より多くの人と情報や方向性を共有することで、効果的、効率的に復興を進めることが可能となります。

今、確信をもって言えることは、創造的復興を実現するために最も必要なのは「信頼」でした。

かつて先人たちが幾多の苦難に遭遇しながらも危機を乗り越えて来たからこそ、私たちが存在しています。私たちもどんな困難があろうとも必ず乗り越えられると信じてきました。

その後も大きな災害が相次いで発生していますが、災害はまた必ずやってきます。

私たちは、発災の瞬間から次の災害のカウントダウンが始まっていると認識し、教訓を伝え続け、常に備えなければなりません。

東日本大震災は、私たちから人命を含め多くのものを奪いました。いまだに癒えることのない悲痛な思いも数多くあります。

しかし、自治のまち須賀川の市民力と職員の献身、国及び関係機関のご理解とご支援により、創造的復興は、ふるさと須賀川市に愛着と誇りを持つ「新たなまちづくり」の契機となりました。この間の記録と記憶が次の時代の糧となることを心から願っています。

令和5年3月

須賀川市長

橋本克也

【編集後記】

今回の「東日本大震災 須賀川市復興への軌跡」をまとめるにあたっては、「須賀川市復興交付金事業計画の実績に関する評価書」（令和3年11月公表）の内容を基本とし、「震災復興対策直轄室」の職員をはじめ、当時の担当職員への聞き取りなどを実施するとともに、当時の資料等を確認しながら編集しました。

市に関する復興交付金は、令和3年2月の第28回配分を最後に、同年3月末に「須賀川市東日本大震災復興交付金基金」の期間が満了し、復興交付金に関する清算事務が国との間で完了しました。

平成24年1月31日の第1回申請から実に9年に渡り、「基幹事業」及び「効果促進事業」合わせて、111億82,425千円（事業費の76.1%）の交付を受け、市の復旧・復興を大きく前進させました。

市では、令和元年の東日本台風をはじめ、令和3年、令和4年の福島県沖地震など、立て続けに大規模災害が発生しており、本記録は、大震災からの復旧・復興過程の一部ではありますが、市が被った甚大な災害からの復興の記憶と記録を後世に伝えることは重要であり、今後の災害対応が迅速かつ的確に行われることにつながるものと考えています。

改めて、市民の皆さんをはじめ、国及び県や独立行政法人都市再生機構の担当職員の皆様、そして須賀川市の復興に関して関わっていただきました全ての皆様方に対して感謝申し上げます。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。